

外務省所管の新設独立行政法人について

○外務省所管新設独立行政法人（国際協力機構、国際交流基金）の概要

- ・ 各法人の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- ・ 外務省独立行政法人評価体制について・・・・・・・・ 4 頁
- ・ 国際協力機構の中期目標・中期計画のポイントについて・・ 7 頁
- ・ 国際交流基金の中期目標・中期計画のポイントについて・・ 11 頁

○参考資料

- ・ 中期目標及び中期計画案に対する参与会議の指摘事項に対する
対応状況
- ・ 国際協力機構 中期目標・中期計画
- ・ 国際協力基金 中期目標・中期計画
- ・ 外務省所管独立行政法人の業績実績評価に係る基本方針

独立行政法人国際協力機構（JICA）の概要

平成16年3月
外務省

1. 設立経緯と目的

- 昭和49年、開発途上国に対する「政府ベースの技術協力」を一元的に行うことを主目的として、特殊法人国際協力事業団が設立。平成15年10月1日、独立行政法人国際協力機構となった。
- 独立行政法人国際協力機構の目的は、「開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資すること」と規定されている（独立行政法人国際協力機構法第3条）。

2. 主要業務

- JICAが担う主要業務は以下のとおり。
 - (1) 技術協力（専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等）
 - (2) 無償資金協力の実施促進（調査、あっせん、連絡等）
 - (3) 国民等の協力活動（青年海外協力隊、シニア海外ボランティアの派遣、草の根技術協力（NGO等の提案に基づく協力）等）
 - (4) 海外移住（移住者の定着の支援等）
 - (5) 災害援助等協力（国際緊急援助隊の派遣等）
 - (6) その他（人員の養成及び確保、上記業務に附帯する業務）
- なお、政府による開発援助政策の策定、及び個別の技術協力案件の選定とJICA事業との関係は別添図参照。

3. 予算及び組織

- 平成16年度の国際協力機構政府予算案：1,612億円（対前年度比1.7%減）。
- 役員数：緒方貞子理事長以下計10名（副理事長1名、理事6名、監事2名）
職員数：1,329名
在外事務所数
：56 事務所 内訳 アジア；15、大洋州；3、中南米；11
中近東・アフリカ；22、北米・欧州；4
中央アジア；1

（平成15年10月1日現在）

独立行政法人国際交流基金の概要

平成16年3月
外務省

1. 設立経緯と目的

- 1972年10月、わが国の国際文化交流を中核的に担う専門機関として外務省所管特殊法人として国際交流基金が設立。
- 2003年10月、上記を前身として独立行政法人国際交流基金が設立。
- 国際交流基金の目的
 - 「国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与すること」(独立行政法人国際交流基金法第3条)。

2. 主要業務

- 国際文化交流事業を総合的かつ効果的に実施するため、平成16年度より次の通り分野別事業編成を行い、効果的な事業を展開する。
 - ・ 文化芸術交流の促進
 - ・ 海外日本語教育、学習への支援
 - ・ 海外日本研究の促進及び知的交流の促進
 - ・ 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援、他
- 平成16年度の特記すべき事業は以下の通り。
 - ・ 日米交流150周年記念事業(2004年4月～12月)
 - 2003年に引き続き実施。日米交流150周年を記念して、日本文化紹介事業などを実施する。
 - ・ 中東交流事業
 - イラク情勢等を受け、日本と中東地域間の対話と相互理解を深め、中東における安定かつ未来志向的な関係を築くために、知的交流推進事業、文化協力・青年交流促進事業、中東理解増進事業を実施する。
 - ・ 日韓友情年2005(2005年1月～3月)
 - 両首脳の合意を踏まえ、韓国での日本大衆文化への関心の高まり及び日本の大衆文化開放が拡大されるタイミングを捉え、日本の現代の若者文化を紹介することによって若年層の共感を得ると共に、自然な形で対日好感情を醸成。

・ 日EU市民交流年（2005年1月～3月）

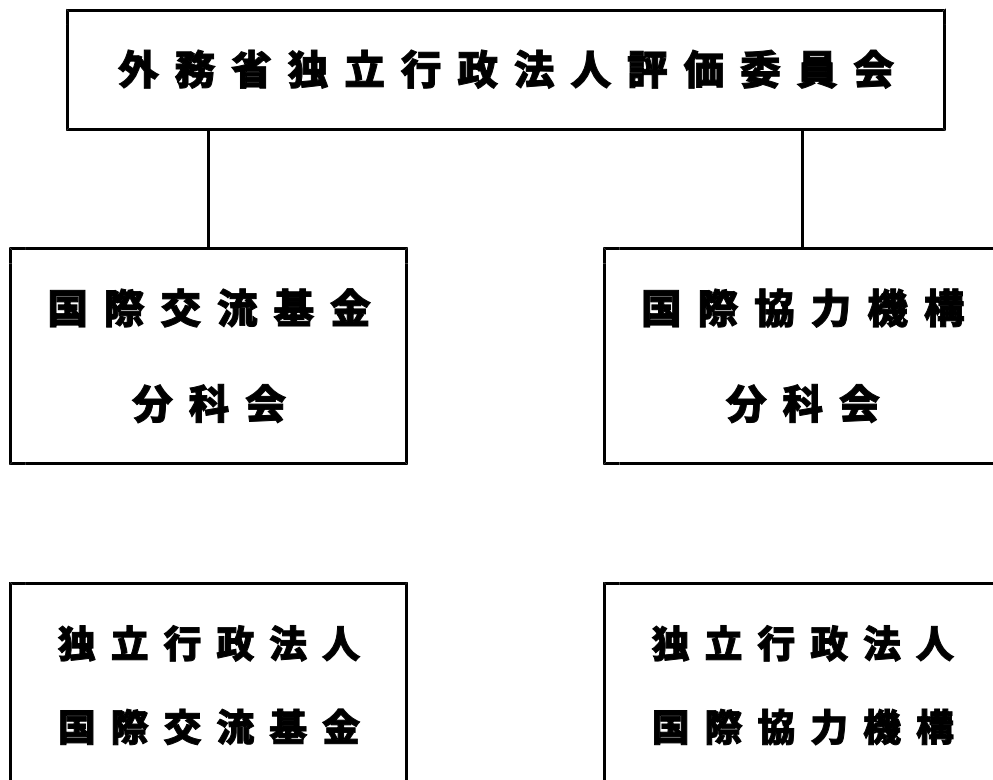
首脳間の合意を踏まえ、東方に拡大したEU全体と我が国との戦略的パートナーシップを強化・拡充するため、市民レベルを中心とした交流事業の実施を促進し、安定した信頼関係の構築及び相互理解の増進を図る。

3. 組織と予算

- 人員 ⇒ 役職員数 233名（平成16年3月1日時点。理事長1、役員3、監事2、職員227）
- 組織 ⇒ 国内：本部、京都支部、日本語国際センター／関西国際センター
海外：18カ国に19事務所を設置
- 予算 ⇒ 137.7億円（平成16年度当初予算（予定）、対前年比3.35%減）

（了）

外務省独立行政法人評価委員会組織図



外務省独立行政法人評価委員会委員等名簿

平成16年3月15日現在

(五十音順、敬称略)

	氏 名	主 要 現 職
委 員 長	南 直哉	東京電力顧問
委員長代理	井口 武雄	三井住友海上火災保険取締役会長
委 員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学部教授
//	伊藤 るり	お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授
//	上野 田鶴子	東京女子大学現代文化学部言語文化学科教授
//	浦田 秀次郎	早稲田大学社会科学部教授
//	川上 照男	公認会計士（あずさ監査法人）
//	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科助教授
//	建畠 哲	多摩美術大学美術学部芸術学科教授
//	田中 明彦	東京大学東洋文化研究所長
//	西尾 隆	国際基督教大学社会科学部教授
//	東田 親司	大東文化大学法学部教授
//	山崎 唯司	国際協力N G Oセンター事務局長・常務理事
//	渡邊 紹裕	大学共同利用機関総合地球環境学研究所教授

外務省独立行政法人評価委員会委員等名簿
(国際交流基金分科会)

平成16年3月15日現在

(五十音順、敬称略)

	氏 名	主 要 現 職
分科会長	東田 親司	大東文化大学法学部教授
代 理	田中 明彦	東京大学東洋文化研究所長
委 員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学部教授
//	上野 田鶴子	東京女子大学現代文化学部言語文化学科教授
//	川上 照男	公認会計士（あずさ監査法人）
//	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科助教授
//	建畠 哲	多摩美術大学美術学部芸術学科教授
	南 直哉	東京電力顧問

外務省独立行政法人評価委員会委員等名簿
(国際協力機構分科会)

平成16年3月15日現在

(五十音順、敬称略)

	氏 名	主 要 現 職
分科会長	井口 武雄	三井住友海上火災保険取締役会長
代 理	西尾 隆	国際基督教大学社会科学部教授
委 員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学部教授
//	伊藤 るり	お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授
//	浦田 秀次郎	早稲田大学社会科学部教授
//	川上 照男	公認会計士（あずさ監査法人）
//	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科助教授
//	南 直哉	東京電力顧問
//	山崎 唯司	国際協力NGOセンター事務局長・常務理事
//	渡邊 紹裕	大学共同利用機関総合地球環境学研究所教授

独立行政法人化後のJICA事業の位置づけ

政策
政府



国の開発援助政策

政府開発援助大綱
政府開発援助に関する中期政策
国別援助計画
等



案件選定



国際約束の締結



JICA事業

◎その他

◎技術協力
◎資金協力

◎技術協力
◎資金協力

◎国民協力の
活動等
等協力の
活動等

◎国民協力の
活動等
等協力の
活動等

◎技術協力
◎資金協力

事業実施の手段に基づく分類

独立行政法人 国際協力機構 (JICA) の
中期目標・中期計画のポイント
(中期目標期間：2003年10月～2007年3月)

中期目標

中期計画

● 効率化

- ・機動的な組織運営
- ・業務運営全体の効率化

業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当たり経費について効率化に努める。

⇒ 中期目標期間中、10%程度の効率化

一般管理費（退職手当を除く）について効率化

⇒ 中期目標期間中、10%程度の効率化

● サービス・業務の質の向上

案件の効果的・効率的実施

- ・質の高い技術協力専門家等の選定
- ・青年海外協力隊等の人材確保
- ・幅広い国民の参加による協力の実施
- ・開発教育支援の充実
- ・国際協力人材の養成

評価の充実

- ・事前から事後までの評価
- ・外部評価の実施
- ・評価内容の情報提供
- ・評価内容の事業実施へのフィードバック

● その他

人員の適正配置

● 効率化

- ・在外事務所への権限委譲
- ・専門家の長期派遣人数等の合理化
- ・研修実施時期の調整による滞在経費の見直し
- ・機材調達経費の削減
- ・調査団員数の合理化や調査方法の改善
- ・コンサルタント契約方法の改善
- ・印刷製本費等の節減
- ・人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係わる経費の削減

● サービス・業務の質の向上

案件の効果的・効率的実施のための具体策

- ・透明かつ適正な選定手続きの実施
- ・幅広い公募の実施
- ・国民にわかりやすい情報提供
- ・プログラムの充実
- ・人材育成研修の充実

評価の充実の具体策

- ・事前から事後までの一貫した評価の実施
- ・外部有識者・機関等による評価の充実
- ・評価内容の迅速な公開
- ・評価内容の事業実施へのフィードバックの強化

● その他

職員の能力開発と適材適所の人事配置

独立行政法人国際協力機構（JICA）の業務運営効率化の具体策
 事業費：質を維持しつつ、単位コストを原則１０％削減
 管理費：本部の管理経費について１０％削減

事業費関連

●長期専門家の削減→短期専門家による代替

１６．５百万円 → １４百万円 （▲２．５百万円/件）

●研修員滞在経費（研修員一人当たり）

６２０千円 → ５８９千円 （▲３１千円/人）

●専門家携行機材費（専門家一人当たり）
 機材調達諸経費（案件１件当たり）
 供与機材（案件１件当たり）

５４８千円 → ４９３千円 （▲５５千円/人）
 ５９９千円 → ５３９千円 （▲６０千円/件）
 ２４百万円 → ２１．６百万円 （▲２．４百万円/件）

●JICAが直接派遣する調査団経費（調査団１件当たり）

１８６６千円 → １６７９千円 （▲１８７千円/件）

●コンサルタント調達経費（案件１件当たり）

１４５百万円 → １３１百万円 （▲１４百万円/件）

●その他経費節減（印刷経費等）

本部管理費関連

●人件費の削減

●事務所借料の削減

●公用車に係わる経費の削減

●パソコン経費の削減

●内外通信費の削減

●派遣要員に係る経費の削減

●その他の経費削減

退職手当を除く本部の管理経費に
 ついて▲１割 削減

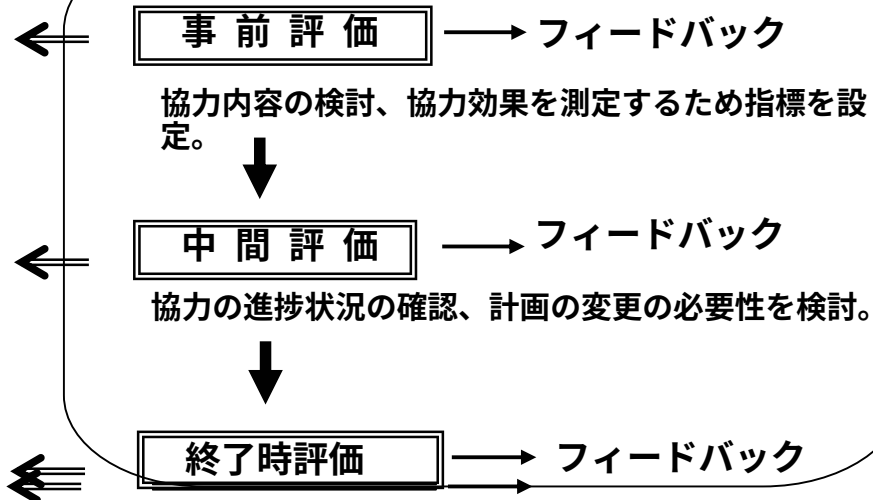
評価の充実

平成13年特殊法人整理合理化計画以降の充実

公表

- 外部有識者評価委員会の設置
評価制度、手法等の改善にかかる提言
二次評価
- 事前評価の導入
事前から事後に到る一貫した評価の体系へ

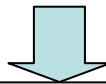
公表



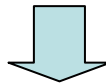
独法化後の国際交流基金事業の位置づけ

政策 政府

- ◎ 国際文化交流の基本方針
- ◎ 各国の関心を踏まえた戦略策定
- ◎ 優先国、優先事業の見定め



- ◎ 周年事業や文化交流の政府間合意
- ◎ 案件の選定



実施 国際交流基金

国際交流基金事業

目的達成のための効率的・効果的实施
「情報センター」による国民への情報提供

文化芸術交流

日本語普及

日本研究 知的交流

事業実施の業績に基づくフィードバック

独立行政法人 国際交流基金の 中期目標・中期計画のポイント (中期目標期間: 2003年10月~2007年3月)

1. 効率化

- ◎ 一般管理費の削減 → 中期目標期間中1割削減
 - 国内事務所借料年間総額を約20%削減
 - 海外事務所借料年間総額を15%以上削減
 - IP電話導入による電話料金20%削減 など
- ◎ 業務経費の削減 → 毎事業年度1%以上の削減
 - 日本語に関する国内機関関連経費の削減
 - 外部の国際文化交流事業の担い手との連携
 - IT活用による情報提供事業経費の削減など

2. サービス・業務の質の向上

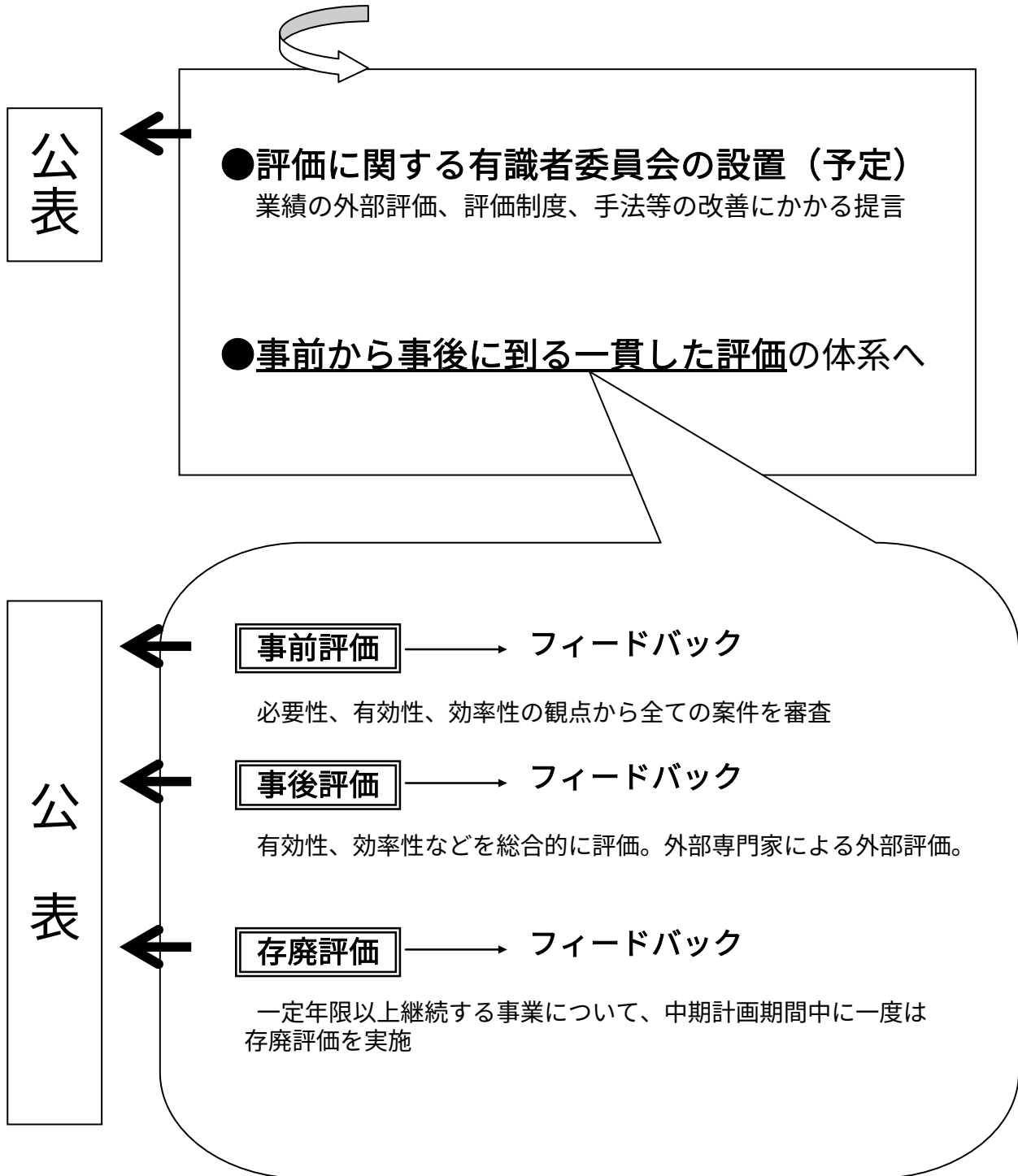
- ◎ 外交上必要性の高い事業に限定して実施
 - 新規需要、対外関係を踏まえた機動的事業実施
 - 現地ニーズの把握強化、事業を改廃
- ◎ 国民への情報提供の強化

3. 評価の充実 - できる限り数量的指標を用いた評価を導入 -

- ◎ 各分野の主催事業における受益者アンケート調査
→ アンケート調査の結果、70%以上の満足度を得る
- ◎ 日本語普及の質量両面の充実を図る指標の設定
→ 日本語能力試験受験者数の増大
→ 日本語教育情報提供強化 (年間アクセス50万件以上目標)

評価の充実

平成13年 特殊法人整理合理化計画以降の充実



参 考 資 料

中期目標・中期計画に対する参与会議の指摘事項に対する対応状況（JICA）

事業費の削減についても記載すべき

記載（中期目標 2.（2）（ロ） P.4）

：中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当たり経費について平均で 10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。

人件費や事務所借料をも含めて一般管理費の削減について記載すべき

記載（中期計画 1.（1）（ハ） P.5）

：中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成 14 年度と比べて 10%程度の効率化に努める。具体的には、

●本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成 14 年度と比べて 10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。

外部評価の仕組みを中期目標・中期計画の中にしっかり位置づけることが重要

記載（中期計画 2.（1）（ト） P.8）

：●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の 50%以上とする。

施設・設備の利用率について定量的目標設定を検討すべき。

記載（中期計画 1.（3） P.5）

：機構が保有する国際センター 12 施設、青年海外協力隊訓練所 3 施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。（了）

**中期目標・中期計画に対する参与会議の指摘事項に対する対応状況
(国際交流基金)**

事業費に対しても削減・効率化の具体的な数値目標を設定すべき

1. 御指摘の点を踏まえ、中期目標には、以下のように明記されている。
(中期目標Ⅱ「業務の効率化に関する事項」の1)
「運営費交付金を充当して行う業務経費については、毎事業年度1%以上の削減を行う。」
2. 具体的には、基金は以下のような措置をとる(中期計画Ⅰ「業務の効率化の為にとるべき措置」の1)。
 - 国内附属機関(日本語国際センター及び関西国際センター)の経費の削減(日本語教育専門員関連経費の5%削減を含む)
 - 外部との連携等による国際交流基金の負担経費の削減
 - 商習慣の異なる海外事務所における価格競争のさらなる促進
 - IT活用による印刷費や輸送費の軽減

人件費や事務所借料をも含めて一般管理費の削減について記載すべき。

1. 御指摘の点を踏まえ、中期目標には、以下のように明記されている。
「一般管理費(退職手当を除く。)について、合理化や経費の節減を進め、中期目標期間の最終事業年度までに平成14年度に比べて1割に相当する額の削減を行う。」(中期目標Ⅱ「業務の効率化に関する事項」の1)
2. 具体的には、基金は以下のような措置をとる(中期計画Ⅰ「業務の効率化の為にとるべき措置」の1)。
 - 国内事務所(本部及び京都支部)借料について、その機能の見直し等により、年間総額をおおよそ20%削減。
 - 既存海外事務所借料について、移転や規模縮小等により、年間総額を15%以上削減(外貨ベース)。事務所借料以外の運営管理経費についても、事務所の業務や機能の見直しにより、経費を削減。
 - 本部事務所ではIP電話を導入することにより、電話料金通年経費を導入前より20%削減。
 - 国内において現在作成・刊行している定期刊行物等の整理統合により、その印刷経費を10%以上削減。
 - 更に、光熱水料の節約、廃棄物減量化、リサイクルの推進等についても一層の努力を行う。

整理合理化計画では、「外交政策上必要性の高いものに限定することにより事業量を縮小する」とされており、その旨を目標・計画に反映すべき。

1. 御指摘の点を踏まえ、中期目標において以下のように明記されている。

「国際文化交流事業を総合的かつ効率的に事業を実施していくために、**外交政策上必要性の高いものに限定しつつ**、・・・分野別・国別政策に基づいて事業を実施する」（中期目標Ⅲ「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の1「効果的な事業の実施」）

2. 各事業について外交政策上必要性が高いか否かについては、外交日程や国際情勢を踏まえて変化するため中期目標には含みきれないので、適時に基金に示すことになる。

（了）

平成15年10月1日

独立行政法人国際協力機構 中期目標・中期計画

中期目標	中期計画
独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。 はじめに グローバル化の中で国際社会において経済格差の拡大と貧困の深刻化が進んでおり、環境等地球規模の問題も依然として深刻である。また、冷戦終了後、紛争、特に地域・民族紛争が頻発しており、紛争予防、緊急人道支援、平和の定着と国造りのための努力の重要性は、従来にも増して高まっている。特に平成13年9月11日のテロ以降、欧米諸国が相次いで政府開発援助(以下「ODA」という。)の供与額の増額方針を表明するなど、開発問題に対する国際的関心が高まりつつある。 また、国際社会においては、開発問題への取り組みにおいて開発目標の共有と新たな開発戦略の構築が進展している。特に、ミレニアム開発目標は、貧困削減、基礎教育、男女平等、保健医療、環境保全等に関して、国際社会が共通して取り組むべき課題と具体的な達成目標を設定している。さらに、平和構築支援については一層の強化が求められており、これらは我が国が主導する人間の安全保障の観点からも重要な課題である。同時に、開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援することも重要である。加えて、開発戦略については、援助国・国際機関等が、特に貧困に直接焦点を当てて援助の協調を図る動きも世界的に活発化しつつある。 我が国としても、開発途上国の安定と発展への貢献を通じ、我が国の安全と繁栄を確保するとともに、世界の平和と繁栄の実現に積極的な役割を果たす必要がある。その中でも、開発途上国の課題解決に向けた自助努力を促進するために人材育成や政策・制度構築等途上国自身の総合的な能力開発への	独立行政法人通則法第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の平成15年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のように定める。 中期計画を実施するに当たっては、中期目標に示された我が国の開発援助を巡る諸状況を踏まえ、機構に課せられた使命を達成するため、関係行政機関と連携しつつ、あらゆる努力を行う。

協力が重視されてきており、我が国のODAの中で技術協力の中心的実施機関である機構の役割は極めて重要である。 他方、我が国の経済・財政の健全な発展が強く求められている現状の下、ODAの意義・役割とその成果及び経済社会への影響に関する国民の支持・理解を得る必要が高まっており、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性の確保が一層求められている。また、我が国ODAの重点を、我が国との経済的社会的結びつきの強いアジア地域に置くことも求められている。 こうした我が国の開発援助を巡る状況を踏まえ、機構は、政府の方針に則り、関係行政機関と連携しつつ、一層質の高い業務の実施に努めなければならない。また機構は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画等の下に国別・地域別及び課題別アプローチをさらに強化するとともに、現地事務所の機能強化に努める。加えて、機構は、事業の透明性を一層高め、事業の合理化を進めるとともに、一貫した事業の評価を行っていかなければならない。 さらに、機構は、ODAへの幅広い国民参加が一層求められている状況を踏まえ、NGOをはじめ、地方自治体、大学、経済界等幅広い国民層からの主体的な国際協力への参加を促進するとともに、国民の理解を深めるために広報・情報公開や開発教育を充実させていく必要がある。また機構は、国際協力に参画する人材の育成・確保に努めていかなければならない。 加えて、機構は、政府が行う政策の企画・立案に資するよう、主務大臣に事業実績に基づき適宜報告するものとする。 以上の認識を踏まえ、機構は、本中期目標に従い、我が国のODA政策の実施機関として、平成13年に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」を着実に実施するとともに独立行政法人化の趣旨を十分踏まえて、効率的かつ効果的な業務を行っていくものとする。	
1. 中期目標の期間 中期目標の期間は平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6ヶ月間とする。 2. 業務運営の効率化に関する事項	1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措

機構は、業務の運営に際しては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図る。 (1) 組織運営における機動性の向上 機構は、途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にできる限り権限を委譲する。また機構は、在外公館や内外で活動するN G O、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、機構は、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。 (2) 業務運営全体の効率化 (イ) 機構は、業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、機構は、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に機構は、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。	置 (1) 組織運営における機動性の向上 途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するN G O、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、 ●現地O D Aタスクフォース等、現地におけるO D A実施のための連携体制に積極的に参加する。 ●一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。 ●在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。 ●組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。 (2) 業務運営全体の効率化 (イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、 ●専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。 ●コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。 ●文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。 ●事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。
---	--

(ロ) 機構は中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当たり経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。 (ハ) 機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について	●一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明化・適正化に努める。 ●引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。 (ロ) 中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当たり経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。 具体的には、 ●専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に 10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。 ●研修員受入事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で 5%削減するように努める。 ●機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり 10%削減するように努める。 ●機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を 10%削減するように努める。 ●コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を 10%削減するように努める。 ●機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に 10%削減するように努める。 (ハ) 機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について
--	---

平成14年度と比べて10%程度の効率化に努める。 (3) 施設、設備の効率的利用 機構は、自ら保有する施設、設備について、利用率を向上させるように努める。	平成 14 年度と比べて 10%程度の効率化に努める。具体的には、 ●本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成 14 年度と比べて 10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。 (3) 施設、設備の効率的利用 機構が保有する国際センター12 施設、青年海外協力隊訓練所 3 施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 総論 (イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため機構は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、機構は、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 総論 (イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。 具体的には、 ●政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。 ●わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。 ●各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。 ●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業

(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求めた場合には、機構は、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。 (ハ) 機構は、機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第百四十号）」に基づき、情報の公開に適正に対応する。また機構は、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。 (二) N G O等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。機構は、幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、	関係者の間で共有し活用する体制を構築する。 ●また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。 ●冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。 ●J B I Cとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。 (ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。 (ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第百四十号）」に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。 (二) N G O等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、N G O等
---	---

NGO等との連携を推進する。

(ホ) 機構は、事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

(ヘ) 男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(ト) 機構は、客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。

との連携を推進する。

(ホ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

(ヘ) 男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

(ト) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、

●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。

	●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の50%以上とする。 ●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。 ●フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。
(2) 各事業毎の目標 (イ) 技術協力（法第13条第1項第1号） (i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。 (ii) 機構は、我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。	(2) 各事業毎の目標 (イ) 技術協力（法第13条第1項第1号） (i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。 ●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。 ●事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。 ●技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。 (ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。

(iii) 機構は、研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて機構は、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。 (iv) 機構は、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。	そのために、 ●技術協力案件について目標と活動範囲を明確するための調査・評価を充実させる。 ●派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。 ●技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。 (iii) 研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、 ●各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの評価を行うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。 ●帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。 (iv) 案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。 このため専門家については、 ●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。 ●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。 またコンサルタントについては、 ●コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直
---	--

	し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。 ●特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。
(ロ) 無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号） 無償資金協力の実施促進業務については、機構は、案件が条約その他の国際約束に基づき、適正かつ効率的に実施されるよう、その促進に努めるものとする。	(ロ) 無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号） 無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。
(ハ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第3号） (i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、機構は、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。 (ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。 (iii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、草の根技術協力事業の実施に当たっては、	(ハ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第3号） (i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。 (ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。具体的には、 ●青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。 (iii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途

開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。 (iv) 機構は、開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。	上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、 ●幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。 ●国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。 ●手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。 さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。 また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。 (iv) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、 ●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。 ●開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。
(二) 海外移住（法第13条第1項第4号） 機構は、本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を	(二) 海外移住（法第13条第1項第4号） 本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、

回りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。	移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。
(ホ) 災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項） 機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。 （i）緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。 （ii）緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。	(ホ) 災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項） 開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。 （i）緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。 （ii）緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。
(ヘ) 人材養成確保（法第13条第1項第6号） 国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。	(ヘ) 人材養成確保（法第13条第1項第6号） 国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。 そのため、以下の措置を講ずる。 ●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ●ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。 ●人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

(ト) 附帯業務（法第 13 条第 1 項第 7 号） 開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、機構は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。	(ト) 附帯業務（法第 13 条第 1 項第 7 号） 開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。
4. 財務内容の改善に関する事項 (1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算（人件費の見積を含む。）別表 1 運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 [人件費の見積り] 期間中 54,925 百万円を支出する。 但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、技術協力派遣職員給与、法定福利費及び児童手当拠出金に相当する範囲の費用である。 [運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用 [運営費交付金の算定ルール] ①平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までは積み上げ方式とする。 ②平成 16 年度以降 次の算定式による 運営費交付金額＝[人件費＋{業務経費 (A) ＋一般管理費 (B)} × α] × β + γ - 自己収入 (C) α：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

	β：効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 γ：特殊要因。政府主導による重点施策の実施等の事由により時限的に発生する経費であって、業務の運営に影響を与えうる規模の経費であり、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。 (i) 人件費 毎事業年度の人件費については、以下の数式により決定する。 人件費＝基本給等＋退職手当 基本給等：役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当等の人件費（退職手当を除く）をいい、次式により算定する。 $\text{基本給等} = \text{直前の事業年度の基本給等} \times \sigma$ σ：人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び外国為替変動等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、毎事業年度の退職手当額。 (ii) 業務経費（人件費を除く） 毎事業年度の業務経費（A）については、以下の数式により決定する。 $\text{業務経費 (A)} = \{A(y-1) - \gamma(y-1)\} \times \varepsilon_1$ $A(y-1)$：直前の事業年度における業務経費（A）。 $\gamma(y-1)$：直前の事業年度における特殊要因。 ε_1：政策係数。法人の業務の進捗状況や新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。 (iii) 一般管理費（人件費を除く）
--	---

(2) 機構は、寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的な執行により適切な財務内容の実現を図る。 (3) 機構は、融資事業における債権の回収を適切に進める。	毎事業年度の一般管理費 (B) については、直前の事業年度における一般管理費 (B) と同額とする。 (iv) 自己収入 毎事業年度の自己収入 (C) については、以下の数式により決定する。 自己収入 (C) = $C(y-1) \times \varepsilon_2$ ε_2 : 政策係数。自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。 (2) 収支計画 別表 2 寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。 ●固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。 (3) 資金計画 別表 3 融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。 4. 短期借入金の限度額 410 億円 理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画 6. 剰余金の使途
--	--

	剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。
5. その他業務運営に関する重要事項 (1) 施設・設備 機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設・設備に関する計画を定める。 <	

(3) 監査の充実 外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。	とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。 ②人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の3人減とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 1,329人 期末の常勤職員数 1,326人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 54,925百万円 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、技術協力派遣職員給与、法定福利費及び児童手当拠出金に相当する範囲の費用である。 (3) その他中期目標を達成するために必要な事項 ①監査の充実 外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。 ②各年度の業績評価 各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。
---	--

予算

別表 1

中期計画目標期間：平成15年10月1日～平成18年度
(単位：百万円)

	区 別	金額
収入	運営費交付金 注	569,365
	受託収入	19,520
	開発投融資貸付利息収入	835
	入植地割賦利息収入	15
	移住投融資貸付金利息収入	304
	その他収入	10,191
	うち施設利用収入	8,930
	寄付金	1
	雑収入	1,260
	施設整備資金より繰入	5,532
	計	605,762
支出	一般管理費	37,810
	うち人件費	26,275
	物件費	11,535
	業務経費	532,816
	うち国・課題別事業計画関係費	17,326
	技術協力プロジェクト関係費	317,494
	無償資金協力関係費	18,654
	国民参加型協力関係費	92,875
	海外移住関係費	2,086
	災害援助等協力関係費	2,995
	人材養成確保関係費	10,781
	事業評価関係費	2,787
	事業附帯関係費	19,715
	国内機関関係費	13,516
	在外事務所関係費	34,587
	施設整備費	5,532
	受託経費	19,520
	業務支援経費	10,084
	うち施設運営費	8,929
	民間協力特別支援費	1,155
	計	605,762

(注記) 前提条件：算定ルールに従い以下の条件で試算
α：消費者物価指数（1.00と仮定）
β：効率化係数（0.987785と仮定）
γ：特殊要因（0と仮定）
σ：人件費調整係数（1.00と仮定）
ε1：政策係数（1.00と仮定）
ε2：政策係数（1.00と仮定）

収支計画

別表 2

中期計画目標期間：平成15年10月1日～平成18年度
(単位：百万円)

	区 別	金額
費用の部		601,493
	経常費用	601,468
	一般管理費	37,810
	うち人件費	26,275
	物件費	11,535
	国・課題別事業計画関係費	17,326
	技術協力プロジェクト関係費	317,494
	無償資金協力関係費	18,654
	国民参加型協力関係費	92,875
	海外移住関係費	2,086
	災害援助等協力関係費	2,995
	人材養成確保関係費	10,781
	事業評価関係費	2,787
	事業附帯関係費	19,715
	国内機関関係費	13,516
	在外事務所関係費	34,587
	受託経費	19,520
	業務支援経費	10,084
	うち施設運営費	8,929
	民間協力特別支援費	1,155
	減価償却費	1,238
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	25
	固定資産除却損	25
収益の部		601,493
	経常収益	601,493
	運営費交付金収益	569,365
	受託収入	19,520
	開発投融資等利息収入	1,154
	施設利用料収入	8,930
	寄付金収入	1
	雑収入	1,260
	資産見返交付金戻入	1,116
	資産見返運営費交付金戻入	147
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
	固定資産売却益	0
純利益		0
目的積立金取崩額		0
総利益		0

資金計画

別表 3

中期計画目標期間：平成15年10月1日～平成18年度
(単位：百万円)

	区 別	金額
資金支出		613,417
	業務活動による支出	599,657
	一般管理費	37,810
	うち人件費	26,275
	物件費	11,535
	国・課題別事業計画関係費	17,326
	技術協力プロジェクト関係費	317,494
	無償資金協力関係費	18,654
	国民参加型協力関係費	92,875
	海外移住関係費	2,086
	災害援助等協力関係費	2,995
	人材養成確保関係費	10,781
	事業評価関係費	2,787
	事業附帯関係費	19,715
	国内機関関係費	13,313
	在外事務所関係費	34,217
	受託経費	19,520
	業務支援経費	10,084
	うち施設運営費	8,929
	民間協力特別支援費	1,155
	その他の支出	0
	投資活動による支出	7,854
	有形固定資産の取得による支出	6,105
	貸付による支出	1,749
	財務活動による支出	0
	短期借入金返済による支出	0
	翌年度への繰越金	5,906
資金収入		613,417
	業務活動による収入	605,762
	運営費交付金による収入	569,365
	受託収入	19,520
	開発投融資等利息収入	1,154
	施設利用料収入	8,930
	寄付金収入	1
	雑収入	1,260
	施設整備資金より繰入	5,532
	投資活動による収入	7,655
	貸付金の回収による収入	7,630
	有形固定資産売却による収入	25
	財務活動による収入	0
	短期借入による収入	0

独立行政法人国際交流基金 中期目標・中期計画

中 期 目 標	中 期 計 画
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。 I 中期目標の期間 独立行政法人国際交流基金の今次中期目標の期間は業績を早期に把握するため平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6か月とするが、国際文化交流事業のより適正な評価を行う観点から今次中期目標の終了時に、次期中期目標の期間について、5年を念頭に検討を行う。 II 業務の効率化に関する事項 1 一般管理費（退職手当を除く。）について、合理化や経費の節減を進め、中期目標期間の最終事業年度までに平成14年度に比べて1割に相当する額の削減を行う。また、運営費交付金を充当して行う業務経費については、毎事業年度1%以上の削減を行う。	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。 I 業務の効率化のためにとるべき措置 1 一般管理費（退職手当を除く。）について、以下のような合理化や経費の節減によって中期目標期間の最終事業年度までに平成14年度に比べて1割に相当する額の削減を行う。 ● 国内事務所（本部及び京都支部）借料について、その機能の見直し等により、年間総額をおおよそ20%削減するとともに、既存海外事務所借料について、移転や規模縮小等により、年間総額を15%以上削減する（外貨ベース）。事務所借料以外の運営管理経費についても、事務所の業務や機能の見直しにより、経費を削減する。 ● 本部事務所ではIP電話を導入することにより、電話料金通年経費を導入前より20%削減する。

2 機構の簡素化をはじめとして、法人の自律性及び法人の長の裁量等の独立行政法人制度の特長を活かし、機動的かつ効率的な業務運営を行うことができるような組織体制を実現する。	● また、国内において現在作成、刊行している定期刊行物等を整理統合することにより、その印刷経費を10%以上削減する。更に、光熱水料の節約、廃棄物減量化、リサイクルの推進等についても一層の努力を行う。 運営費交付金を充当して行う業務経費については、以下のような効率化を行い、毎事業年度1%以上の削減を行う。 ● 国内附属機関（日本語国際センター及び関西国際センター）について、日本語教育専門員経費の5%削減を含め、管理運営経費を削減する。 ● 外部の国際文化交流事業の担い手との連携等により、国際交流基金が負担する経費の削減を図る。 ● 商習慣の異なる海外事務所においても価格競争をさらに促進すること等により経費の削減を図る。 ● デジタル化やインターネット等のIT活用により、日本語教材や各種情報の提供事業において、印刷費の軽減や輸送費の削減を図る。 2 平成16年度に機構改革を行い、事業の目的に添った大括りな構成による組織に改編すること等を通じ、機構の簡素化による効率的業務運営を実現するとともに、職員の経験の蓄積を活かした効果的な事業実施体制を強化する機構の構築を進める。 ● 既存の事業部門を、事業目的に添って「文化芸術交流」「日本語教育」「日本研究・知的交流」の三つの事業部門に再編するとともに、国民に提供するサービス提供を強化し、国民各層の国際文化交流事業への参画を推進するための新たな事業部門を設置し、目的達成に
---	--

3 個々の事業について、開催目的、期待する成果、評価方法等を明確にし、事業を実施した国に所在する在外公館と基金海外事務所（事務所が所在しない国については、在外公館）による報告を参考にしつつ、事業の受益者層のほか、外部評価の実施については、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者も評価者に加え、評価の客観性、専門性が保たれるよう留意する。 III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 国際交流基金は、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持発展に寄与することを目的として、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行う。 その際、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、事業を行う。 1 効果的な事業の実施 国際文化交流事業を総合的かつ効率的に事業を実施していくた	最も機動的かつ効率的な事業体制を構築する。 ● 上記四つの事業部門に職員を計画的に配置し、研修、人事交流により、職員の専門性を高め、組織の専門性を高め、組織の効率性を一層高める。 3 個々の事業について、開催目的、期待する成果、評価方法等を明確にし、事業を実施した国に所在する在外公館と基金海外事務所（事務所が所在しない国については、在外公館）による報告を参考にしつつ、事業の受益者層のほか、外部評価の実施については、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者も評価者に加え、評価の客観性、専門性が保たれるよう留意する。 II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 国際交流基金は、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持発展に寄与することを目的として、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行う。 その際、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、事業を行う。 1 効果的な事業の実施 （1）国際文化交流事業を総合的かつ効率的に事業を実施していくた
---	---

めに、外交政策上必要性の高いものに限定しつつ、以下の分野別・国別政策に基づいて事業を実施する。 (1) 以下の分野別に別紙1に示された政策を踏まえ効果的な事業展開を図る。そのための機構編成も検討する。 イ 文化芸術交流の促進 ロ 海外日本語教育、学習への支援 ハ 海外日本研究及び知的交流の促進 ニ 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援 ホ その他 (2) 上記の四分野については、外交政策、相手国との外交関係及び相手国の事情、国民のニーズ等をふまえて、適切な配分となるよう留意する。 また、事業プログラムをはじめとする事業の実施体制については、必要性及び費用対効果等を考慮しつつ効率化を図るよう具体的措置を講じるとともに、中期目標期間中も、不断にかかる効率化措置の策定・実施に努める。	めに、以下の分野別に事業編成し、別紙1に示された政策を踏まえ効果的な事業展開を図る。このために平成16年度にこれに対応する機構編成に改める。 イ 文化芸術交流の促進 ロ 海外日本語教育、学習への支援 ハ 海外日本研究及び知的交流の促進 ニ 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援 ホ その他 (2) 上記の四分野のうち、「ニ 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等」については、国民に提供するサービスを強化し国民各層の国際文化交流事業への参画を推進する観点から、今次計画期間中、その拡充に努める。 上記分野の各事業については毎年度評価を行い、所期目的が達成された事業、社会情勢等の変化により政策的必要性が弱まっている助成等事業、費用対効果が小さい事業については必要あらば縮小・改廃を含めた措置を講じる。かかる観点から、次の項目をはじめとする見直しを行う。 ● 基盤強化等の所期目的が達成された機関に対する援助は、新たなニーズが生じている他の機関へ移行する。 「日本語専門家派遣」「海外日本語教育機関助成」 ● 多数の機関に対する小規模の援助・助成事業は、事前評価において必要性等の観点から厳選して実施する。 「図書寄贈」「日本語教材寄贈」 ● 目的達成機能を強化する観点から従来の助成方式を見直し、内容
---	--

(3) 海外事務所が置かれている国及びロシアについては、国際文化交流に関する国別政策（別紙2）を踏まえ、国別に事業方針を作成の上、在外公館と十分に協議し、当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ事業を実施する。 海外事務所が置かれていない国については、在外公館と充分協議しつつ事業を実施する。また、海外事務所が置かれている国に比して、実施する事業に質的・量的な不均衡が過度に生じないよう配慮する。 (4) 海外における事業展開を図るにあたっては、当該国のニーズ・関心につき在外公館と協議の上、効果の高い実施事業を選定する。	等を厳選した、より主導的な共催事業等への移行を行う。 「映画・テレビ番組制作協力」「翻訳協力」「出版協力」 ● 社会情勢の変化によりニーズも変化した事業については、縮小・廃止もしくは事前評価において必要性、有効性の観点から内容を厳選して実施する。 「文化映画の在外フィルムライブラリー購送」「スポーツ専門家の長期派遣」「学部学生に対する日本研究スカラシップ」 「国内映画祭助成」 さらに、必要性、有効性、効率性及び事業プログラム間の整合性等をふまえ、「大学院留学スカラシップ」「日本研究講師等フェローシップ」等のプログラムを廃止することにより、平成14年度に比べて事業プログラム数を10%以上削減する。 (3) 海外事務所が置かれている国及びロシアについては、国別に事業方針（別紙2）を作成の上、当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応し、事業を実施する。 海外事務所が置かれていない国については、海外事務所が置かれている国に比して、実施する事業に質的・量的な不均衡が過度に生じないよう配慮する。 (4) 海外における事業展開を図るにあたっては、当該国のニーズ・関心につき在外公館と協議の上、効果の高い実施事業を選定する。
---	--

2 国民に対して提供するサービスの強化 基金が行う事業の広報や、他の国際交流関係機関、団体等との連携を通じて、国民が国際交流事業に親しみ、国際交流事業の成果を享受しうよう、国民自らが国際交流に参加しやすくなるような環境作りに努める。 3 対外関係への配慮 事業実施にあたっては、外交上重要な文化事業の実施を求められた場合は、可能な限り右に協力するとともに、文化事業の実施・中止等及び海外事務所の設置・廃止等を行う場合には、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。 IV 財務内容の改善に関する事項 税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。 1 運用資金については、原則、安全かつ有利な運用によることとし、その収入の確保に努める。なお、日米センター事業については、外貨建債券のよる運用も視野に入れ、必要な事業収入の確保を図る。 2 業務の合理化、効率的な施設運営等により、経費の節減を図る。	2 国民に対して提供するサービスの強化 インターネット、出版物等を通じて、各事業部において事業の実施予定及び成果等について積極的に広報を行うとともに、関係省庁、他の国際交流関係機関、団体と連携し、共催、協力、情報共有・情報交換等を通じて、国際交流事業が実施しやすくなるような環境作りに努める。このため、国民の窓口として国際交流基金全体の広報と他団体との連携を統括する部局を設ける。 3 対外関係への配慮 事業実施にあたっては、外交上重要な文化事業の実施を求められた場合は、可能な限り右に協力するとともに、文化事業の実施・中止等及び海外事務所の設置・廃止等を行う場合には、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。 III 予算、収支計画及び資金計画 資金の運用については、外貨建債券による運用を視野に入れつつ、原則、安全かつ有利な運用によりその収入確保に努める。 なお、外貨建債券による運用及び管理に関しては適正な執行が行われるよう所要の体制整備を図った上で実施する。 また、業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。 1 予算 別紙のとおり 2 収支計画
--	---

V その他外務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事管理（定員管理、給与管理、職員養成、意識改革等） 人事交流の実施、評価制度の改善、勤務成績を考慮した給与の支給等により、良好な組織運営を可能にする人事管理を行う。	別紙のとおり 3 資金計画 別紙のとおり IV 短期借入金の限度額 短期借入金の計画なし V 重要な財産の処分等に関する計画 なし VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流の促進、海外日本語教育・学習への支援、海外日本研究及び知的交流の促進、国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等のために必要な事業経費に充てる。 VII その他外務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事評価制度を、組織の目標達成と人材育成に主眼を置いた能力評価と目標管理の二つの評価手法に基づく制度に改革する。職員の能力・実績を公正に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適正な人事配置、職員の能力開発、意識改革などを通じて組織の活性化を図る。 （参考１） イ 期初の常勤職員数 227人
---	---

2業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効率的な運営に努める。

ロ 期末の常勤職員数 224人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 9,121百万円
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、休職者給与、派遣職員給与及び役職員の法定福利費に相当する範囲の費用である。

2 他機関との連携の強化、職員の能力開発等のため、他の国際交流機関、文化学術機関等との人事交流を行う。

3 長期的視点に立った施設・設備の保守・管理を行うとともに、防災、研修、各種活動の充実、快適な研修環境や機能の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を計画的に行い、効率的な運営に努める。

施設・整備の内容	予定額（百万円）	財源
平成15年度 日本語国際センター 改修工事	130	運用資金取崩し

〔注記〕
金額は見込みである。なお、上記のほか、業務実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがありうる。また、施設・設備の老朽度合等を勘案し改修（更新）等が追加されることがありうる。

1 予算

平成15年度下半期～平成18年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	48,434
運用収入	5,704
寄付金収入	2,264
その他収入	455
運用資金取崩収入	130
承継積立金取崩収入	1,960
計	58,947
支出	
業務経費	42,855
うち文化芸術交流事業費	12,301
海外日本語事業費	12,547
海外日本研究・知的交流事業費	9,557
調査研究・情報提供等事業費	1,202
その他事業費	7,248
施設整備費	130
一般管理費	15,962
うち人件費	9,519
うち物件費	6,443
計	58,947

[人件費の見積り]

期間中総額9,121百万円。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、休職者給与、派遣職員給与及び役職員の法定福利費に相当する範囲の費用である。

[退職給付債務財源の考え方]

退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は運営費交付金によって措置するものとする。

[運営費交付金算定のルール]

1 平成15年度(平成15年10月1日から平成16年3月31日まで)
積み上げ方式とする。

2 平成16年度から平成18年度まで

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) \times \alpha (\text{係数}) + \text{退職手当} + R(y) \times \beta (\text{係数}) + \varepsilon (y) - \text{自己収入}$$

A(y): 当該事業年度における運営費交付金。

P(y): 当該事業年度における運営費交付金に係る一般管理費。

R(y): 当該事業年度における運営費交付金に係る業務経費。

α : 一般管理費に係る効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 業務経費に係る効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

退職手当: 当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、毎事業年度の退職手当額。

$\varepsilon (y)$: 当該事業年度における特殊業務経費。政府主導による重点施策等の事由により時間的に発生する経費であって、業務の運営に影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

(1) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費(P)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = S(y) + T(y)$$

S(y): 当該事業年度における運営費交付金に係る人件費(退職手当を除く)。

人件費は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、休職者給与、派遣職員給与及び役職員法定福利費をいい、次式により算定する。

$$S(y) = S(y-1) \times s$$

s : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$$T(y) = T(y-1) \times \delta$$

T(y): 当該事業年度における運営費交付金に係るその他一般管理費。T(y-1)は、直前の事業年度におけるT(y)。

δ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度の具体的な係数値を決定。

(2) 業務経費

毎事業年度の業務経費(R)については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = R(y-1) \times \gamma (\text{係数}) \times \delta (\text{係数})$$

R(y): 当該事業年度における運営費交付金に係る業務経費。

R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

γ : 業務政策係数。法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(3) 自己収入

毎事業年度の自己収入(運用収入及び寄付金を除く。)については、自己収入の増加策等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な額を決定。

上記の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に中期計画期間中の予算を試算。

- ・s(人件費調整係数)、 δ (消費者物価指数)、 γ (政策係数)については、1として試算。
- ・ α 、 β (効率化係数)については、それぞれ97.04%、99%として試算。
- ・ $\varepsilon (y)$ (特殊業務経費)は0として試算。
- ・自己収入は0として試算。

2 収支計画

平成15年度下半期～平成18年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	59,244
経常費用	59,244
文化芸術交流事業費	12,091
海外日本語事業費	12,327
海外日本研究・知的交流事業費	9,447
調査研究・情報提供等事業費	1,186
その他事業費	7,118
一般管理費	15,962
うち人件費	9,519
物件費	6,443
減価償却費	1,113
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	57,284
運営費交付金収益	47,747
運用収入	5,704
寄付金収入	2,264
その他収入	455
資産見返運営費交付金戻入	265
資産見返補助金戻入	565
資産見返寄付金戻入	284
純利益	△ 1,960
承継積立金取崩額	1,960
総利益	0

3 資金計画

平成15年度下半期～平成18年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	58,130
運営費交付金事業	33,569
運用益等事業	8,599
一般管理費	15,962
うち人件費	9,519
物件費	6,443
投資活動による支出	27,242
有価証券の取得	26,425
有形固定資産取得	817
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
計	85,372
資金収入	
業務活動による収入	56,857
運営費交付金収入	48,434
運用収入	5,704
寄付金収入	2,264
その他収入	455
投資活動による収入	26,555
有価証券の償還	26,425
運用資金取崩	130
財務活動による収入	0
前期からの繰越金	1,960
計	85,372

(別紙1)

平成15年10月1日

中期目標・中期計画 (分野別政策)

1. 文化芸術交流の促進	P. 1
2. 海外における日本語教育、学習への支援	P. 9
3. 海外日本研究及び知的交流の促進	P. 16
4. 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等	P. 24
5. その他	P. 27

中 期 目 標	中 期 計 画
1. 文化芸術交流の促進 文化芸術交流は、日本と諸外国国民が互いに他の国の文化・芸術に対する関心・理解を向上させるとともに、文化芸術分野における国際貢献を進めるための主要な手段であり、基金は、かかる交流を効果的に促進するよう努めなければならない。 このため、基金は、我が国外交上の必要性を踏まえるとともに、各国における文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性に関する現状及び今後の動向を正確に把握しつつ、必要性の高い事業を効果的に実施する。 (1) 基本方針 文化芸術交流の促進にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における事情・必要性に応じて、下記(イ)～(二)を踏まえて、もっとも効果的な事業が実施されるように努める。 (イ) 共通事項 ① 相手国との交流の節目に行われる周年事業、要人の往来にあわせて必要とされる文化交流事業、「ニッポン・プロモーション」事業等、我が国の外交上の必要性に対応した事業を実施する。 ② 非政府団体との連携により、効果的・効率的な事業実施に努める。また、非政府団体に対する支援、情報共有等を積極的に行うことにより、非政府レベルの文化交流の活性化を図る。	1. 文化芸術交流の促進 文化芸術交流は、日本と諸外国国民が互いに他の国の文化・芸術に対する関心・理解を向上させるとともに、文化芸術分野における国際貢献を進めるための主要な手段であることを踏まえ、かかる交流を効果的に促進するよう努める。 このため、企画立案過程において我が国外交上の必要性を踏まえるとともに、各国における文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性に関する現状及び今後の動向を正確に把握しつつ、必要性の高い事業を効果的に実施する。 (1) 基本方針 文化芸術交流の促進にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における事情・必要性に応じて、下記(イ)～(二)を踏まえて、もっとも効果的な事業が実施されるように努める。 (イ) 共通事項 ① 相手国との交流の節目に行われる周年事業、要人の往来にあわせて必要とされる文化交流事業、「ニッポン・プロモーション」事業等、我が国の外交上の必要性に対応した事業を実施する。 ② 非政府団体との共催等による連携により、効果的・効率的な事業実施に努める。また、非政府団体に対する事業経費の助成等による支援、催し実施ノウハウ等の情報共有等を積極的に行うことにより、非政府レベルの文化交流の活性化を図る。更に、

③ 効果的な事業実施を行うための新たな機会を得るために、国内外において、不断に情報の収集、ネットワーク形成、情報発信等に努める。 ④ 事業実施においては、基金が有する国際交流基金フォーラム等の国内施設及び日本文化会館等の海外事務所施設を効果的に活用する。 ⑤ 各事業項目のそれぞれの特長を活かしつつ、事業実施による効果及び経費効率等を勘案した上で、効果的かつ効率的な事業を実施する。 ⑥ 主催事業については客観的指標ないし定量的指標を含む適切な指標に基づいた外部評価を実施する。 (ロ) 日本文化発信型事業 相手国における(a)文化交流基盤(劇場、専門家等文化交流関連施設、人的資源の量的・質的水準を総合的に考慮したもの)の状況、(b)相手国国民のニーズ(対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の性向等を総合的に考慮したもの)等を勘案し、効果的な日本文化の紹介を行う。	文化芸術交流の成果をインターネット等を通じて内外に情報発信する事業を行うとともに、広く国民に公開する。 ③ 効果的な事業実施を行うための新たな機会を得るために、国内外において、不断に文化芸術交流に関する情報を収集し、ネットワークを形成し、文化芸術交流の成果をインターネットを通じて情報発信する等の事業を行う。 ④ 各種国際交流事業を実施する施設として国際交流基金フォーラム、国際会議場を運営し、右施設を国際交流事業のための利用に供する。また日本文化会館等の海外事務所施設を効果的に活用する。 ⑤ 各事業項目のそれぞれの特長を活かしつつ、企画立案過程において、事業実施による効果及び経費効率など必要性、有効性、効率性等を勘案した上で、効果的かつ効率的な事業を実施する。 ⑥ 主催事業については、入場者等の受益者層に対してアンケートを実施、回答数の70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とし、裨益者数、報道により紹介された件数等適切な指標に基づいた外部評価を実施する。研修等、人材育成を目的とする事業に関しては、参加者の70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。 (ロ) 日本文化発信型事業 相手国における(a)文化交流基盤(劇場、専門家等文化交流関連施設、人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの)の状況、(b)相手国国民のニーズ(対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の性向等を総合的に考慮したもの)等を企画立案過程において慎重に検討し、特に大型の事業については必
---	--

(ハ) 双方向・共同作業型及び国際貢献型事業 相手国との間で一体感の醸成が特に求められる国等との間においては、積極的に双方向・共同作業型の事業を実施するとともに、国際貢献が求められる文化遺産保存等の分野において積極的に支援を行う。 (ニ) 外国文化紹介型事業 商業ベースでは必ずしも日本への紹介が十分に行われておらず、特に日本に紹介する外交上の意義が高いと考えられる外国文化については、積極的に日本に紹介するための事業を実施する。 (2) 事業項目 上記(1)を踏まえて、次の(イ)～(ヘ)の項目の事業を推進する。 (イ) 人物の派遣・招聘を通じた文化芸術交流 文化人、専門家、芸術家、学者等を派遣・招聘することにより、我が国の多様な生活文化の紹介、専門家間の交流、国際共同作業等を促進する。	要あらば事前調査を行う等の方策を講じて、効果的な日本文化の紹介を行う。 (ハ) 双方向・共同作業型及び国際貢献型事業 相手国との間で一体感の醸成が特に求められる国等との間においては、中・長期的な発展性を考慮しつつ主導的に国際共同制作を進める等積極的に双方向・共同作業型の事業を実施するとともに、国際貢献が求められる文化遺産保存等の分野において、博物館の学芸員等保存を担う中核となる人材の育成等の面から積極的に支援を行う。 (ニ) 外国文化紹介型事業 商業ベースでは必ずしも日本への紹介が十分に行われておらず、特に日本に紹介する外交上の意義が高いと考えられる外国文化については、造形芸術交流、舞台芸術交流、メディアによる交流等様々な分野において従来日本で紹介されてこなかった側面に焦点をあてた企画を開発する等、積極的に日本に紹介するための事業を実施する。 (2) 事業項目 上記(1)を踏まえて、次の(イ)～(ヘ)の項目の事業を推進する。 (イ) 人物の派遣・招聘を通じた文化芸術交流 文化人、専門家、芸術家、学者等を派遣・招聘することにより、我が国の多様な生活文化の紹介、専門家間の交流、国際共同作業等を促進する
--	---

事業の効果は、派遣・招聘する人物の資質によるところが大きい ため、特に適切な人選がなされるよう配慮する。 (ロ) 文化芸術分野における国際協力 開発途上国の文化諸分野の人材育成や有形・無形の文化遺産保存・修復等の分野において国際協力を行うため、専門家の派遣、セミナーやワークショップ等の企画・実施・支援を行う。 事業実施にあたっては、事業内容が効果的に国際社会に貢献するものとなるよう配慮するとともに、基金の役割が効果的に活かされるよう他団体との連携に努める。	事業の効果は、派遣・招聘する人物の資質によるところが大きい ため、特に適切な人選がなされるよう配慮するとともに、新しい分野での人材開拓を進める。 緊急かつ必要性の高い事業については可能な限り機動的に対応する。 ① 文化人、芸術家等の派遣、招聘など文化芸術分野での日本理解や国際的な対話を促進する人物交流事業を実施する。専門家間の相互交流・ネットワーク作りの構築を図るとともに、交流を進める。 ② 海外において幅広く日本文化に関する講演、講習、指導、ワークショップ等を実施する。表面的な紹介にとどまらず、深い理解が得られるような事業内容とする。 (ロ) 文化芸術分野における国際協力 開発途上国の文化諸分野の人材育成や有形・無形の文化遺産保存・修復等の分野において国際協力を行うため、専門家の派遣、セミナーやワークショップ等の企画・実施・支援を行う。 事業実施にあたっては、事業内容が効果的に国際社会に貢献するものとなるよう配慮するとともに、基金の役割が効果的に活かされるよう他団体との連携に努める。 ① 開発途上国の文化諸分野の人材育成に協力する専門家の派遣、招聘を行う。スポーツ専門家の長期派遣については、特に必要性が高いものに限り実施する。 ② 海外の文化遺産・美術工芸品・無形文化遺産の保存・修復・記録等に協力する専門家の派遣、招聘を行う。「文化遺産保存」「日本古美術保存」については外務省及び専門機関とも充分
--	---

(ハ) 市民・青少年交流 各国と我が国の市民・青少年の交流を推進することにより、市民及び将来を担う青少年レベルの相互理解を深めるとともに、国際交流の担い手を拡充する。 事業の効果は、事業内容と、事業対象となる市民及び青少年団体等との組合せによるところが大きいので、特に、かかる組合せが相手国との相互理解の深化に最も資するものとなるよう配慮する。 (ニ) 造形芸術交流 各国と我が国の造形芸術交流の国際文化交流事業を実施、支援する。催しの実施に関しては、事業の効果は、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう、適切な催しの内容を選定するとともに、主催事業については、広報等の実施態様においても効果が高くなるよう配慮する。	に協議し、効果的な事業実施に努める。 ③ アジア、中東・アフリカ地域の有形・無形文化財保存、伝統文化振興の担い手を育成するため研修、ワークショップ等を実施するとともに、経費の一部助成を行う。 (ハ) 市民・青少年交流 各国と我が国の市民・青少年の交流を推進することにより、市民及び将来を担う青少年レベルの相互理解を深めるとともに、国際交流の担い手を拡充する。 事業の効果は、事業内容と、事業対象となる市民及び青少年団体等との組合せによるところが大きいので、特に、かかる組合せが相手国との相互理解の深化に最も資するものとなるよう配慮する。 ① 市民・青少年及びその交流の指導者等の派遣、招聘など人物交流事業を実施する。 ② 市民・青少年交流を目的とする各種催し等の事業を実施するとともに、経費の一部助成を行う。 (ニ) 造形芸術交流 各国と我が国の造形芸術交流の国際文化交流事業を以下の通り実施、支援する。催しの実施に関しては、事業の効果は、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう、適切な催しの内容を選定する。主催事業については、関心を有する層に情報が届き、かつ新たに関心を有する層を拡大するよう配慮しながら、広報方法、招待状の配布先を選定する等実施態様においても効果が高くなるよう配慮する。 ① 海外において、日本の造形芸術の企画展を実施するととも
---	--

(ホ) 舞台芸術交流 各国と我が国の舞台芸術分野の国際文化交流事業を実施、支援する。催しの実施に関しては、事業の効果は、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう、適切な催しの内容を選定するとともに、主催事業については、広報等の実施態様においても効果が高くなるよう配慮する。	に、経費の一部助成を行う。また基金が所蔵する展示セットを海外に巡回する。 ② 国内において、アジア・中東をはじめとして、海外の魅力ある造形芸術の企画展を実施するとともに、経費の一部助成を行い、国民の異文化理解を広げ、深める機会を創出する。 ③ 日本の参加が求められる権威ある国際美術展に対して、作品の出展や芸術家の派遣を行う。 ④ 国内において、大型の国際美術展（トリエンナーレ）を関係機関と共同で開催する。 ⑤ 造形芸術の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。 (ホ) 舞台芸術交流 各国と我が国の舞台芸術分野の国際文化交流事業を実施、支援する。催しの実施に関しては、事業の効果は、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう適切な催しの内容を選定する。主催事業については、関心を有する層に情報が届き、かつ新たに関心を有する層を拡大するよう配慮しながら、広報方法、招待状の配布先を選定する等実施態様においても効果が高くなるよう配慮する。 ① 海外において、日本の舞台芸術、芸能の公演を企画実施するとともに、経費の一部助成を行う。 ② 国内において、アジア・中東をはじめとして、海外の魅力ある舞台芸術、芸能の公演を企画実施するとともに、経費の一部助成を行い、国民の異文化理解を広げ、深める機会を創出する。「外国文化紹介グループ招聘事業」は廃止する。 ③ 舞台芸術の分野で国際的な共同制作事業を行い、国内と海外
---	--

(へ) メディアによる交流 映画、ＴＶ、書籍出版等を含むメディア分野の国際文化交流事業を実施する。 事業の効果は、より幅広く多くの人々に対して魅力を訴えるよう、適切な内容を選定する。また、ＴＶ、出版等のメディアを活用した文化紹介は、特に効果が高いことから、積極的に事業機会を求めるよう努める。	の両方で公演を行う。芸術交流の成熟状況等をふまえて、重点地域を定めて実施する。 ④ 日本の参加が求められる権威ある国際芸術フェスティバルに対して、公演団及び専門家の派遣を行う。 ⑤ 舞台芸術の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。特に舞台芸術専門ホームページの内容の拡充に努める。 (へ) メディアによる交流 映画、ＴＶ、書籍出版等を含むメディア分野の国際文化交流事業を以下の通り実施する。 事業の効果は、より幅広く多くの人々に対して魅力を訴えるよう、適切な内容を選定する。また、ＴＶ、出版等のメディアを活用した文化紹介は、特に効果が高いことから、積極的に事業機会を求めるよう努める。 ① 海外において、日本映画の上映会を実施、共催するとともに、経費の一部を助成する。また日本映画上映のために、在外のフィルム・ライブラリーに映画フィルムを配付する。より効率的な事業実施のため「文化映画の購送」を廃止し、「劇映画の購送」についても重要地域に重点配布する。 ② 海外放送局において、日本のテレビ番組等を提供し、日本のテレビ番組の放映を促進する。映画・テレビ番組作成については従来の助成方針を見直し、より主導的に内外の団体と共同で日本に関する映像資料を作成する。 ③ 日本が参加する意義の高い国際映画祭に対して、作品の出品や専門家の派遣を行う。
---	---

	④ 国内において、海外の映画等の上映会を企画実施するとともに、経費の一部助成を行う。助成対象地域の選定にあたっては、従来紹介されてこなかった地域、分野、主題等に焦点をあてた企画を優先する。 ⑤ 日本理解につながる図書を外国語に翻訳するとともに、外国語で書かれた日本に関する図書を出版する。また海外図書展等への参加等、日本の出版物を海外に紹介する。従来の助成方針を見直し、より主導的な共催事業等へ移行する。 ⑥ メディア交流の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。
--	---

2. 海外における日本語教育、学習への支援

海外における日本語学習者は、日本に対する深い理解を有し或いは今後有しようとする素地を備え、日本と相手国との相互理解の中心となる貴重な人材である。基金は、日本と各国の国際交流の基礎となる人材を拡充すべく、海外における日本語の普及を効果的に促進するよう努めなければならない。

このため、基金は、各国における日本語学習に関する現地の環境、ニーズの現状及び今後の動向を正確に把握するとともに、各国に対する日本語普及の外交上の必要性を勘案しつつ、現地の状況に的確に対応した効果の高い日本語普及施策を実施する。

(1) 基本方針

海外における日本語の普及にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における日本語教育基盤の整備状況等の事情に応じ、下記（イ）及び（ロ）の基本方針を踏まえ、最も効果的な事業が実施されるように努める。ただし、外交上のニーズ及び日本語普及事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

(イ) 相手国の日本語教育基盤の整備状況に対応した支援

① 充実した日本語教育基盤を有する国・地域においては、拠点機関への支援や現地教師の養成などを通じ、現地で自立した教育体制の拡充を支援するとともに、相手国のニーズに応じ、初等中等教育における日本語教育を積極的に支援する。また、厚い学習者層の学習意欲の向上を図るための施策を実施する。

2. 海外における日本語教育、学習への支援

基金は、各国における日本語学習に関する現地の環境、ニーズの現状及び今後の動向を正確に把握するとともに、各国に対する日本語普及の外交上の必要性を勘案しつつ、現地の状況に的確に対応した効果の高い日本語普及施策を実施する。

このために日本語普及を統括する部は、国際交流基金全体の日本語普及方針を立案し、実施を調整する。

(1) 基本方針

海外における日本語教育、学習への支援にあたっては、原則として、下記（イ）及び（ロ）の基本方針をふまえ事業実施の諸施策を立案する。ただし、外交上のニーズ及び日本語普及事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

(イ) 相手国の日本語教育基盤の整備状況に対応した支援

① 充実した日本語教育基盤を有する国・地域においては、拠点機関への支援や現地教師の養成などを通じ、現地で自立した教育体制の拡充を支援するとともに、相手国のニーズに応じ、初等中等教育における日本語教育を積極的に支援する。また、厚い学習者層の学習意欲の向上を図るための施策を実施する。

② 高等教育機関において日本語教育が実施されるなど一定程度の日本語教育基盤を有する国・地域においては、拠点機関の自立化を促進すると共に、相手国のニーズに応じ、初等中等教育における日本語教育導入や拠点機関育成を支援する。 ③ 日本語教育の基盤が十分に整備されていない国・地域においては、相手国のニーズを的確に把握した上で、拠点機関の育成を効果的に進める。 (ロ) 地域的な必要性に対応した支援 ① 近隣諸国・地域においては、我が国との友好関係を深める必要性が高く、また、相手国においても日本語教育に対する関心、ニーズが高いことを踏まえ、積極的な支援を行う。 ② 日系人の多い国・地域には、他の国・地域とは異なる高いニーズが存在するため、かかるニーズに配慮する。 (2) 諸施策 上記(1)の基本方針に立ち、以下の諸施策の実施にあたる。 (イ) 海外日本語教育機関のネットワーク形成と強化を目的とする施策 ① ネットワーク形成 海外日本語教育の総合的ネットワークを構築し、海外日本語教育・学習の動向を把握し、収集した情報を広く内外に提供する。この調査分析に基づき、各国の事情に応じた適切な日本語教育支援方針を立てる。	② 高等教育機関において日本語教育が実施されるなど一定程度の日本語教育基盤を有する国・地域においては、拠点機関の自立化を促進すると共に、相手国のニーズに応じ、初等中等教育における日本語教育導入や拠点機関育成を支援する。 ③ 日本語教育の基盤が十分に整備されていない国・地域においては、相手国のニーズを的確に把握した上で、拠点機関の育成を効果的に進める。 (ロ) 地域的な必要性に対応した支援 ① 近隣諸国・地域においては、我が国との友好関係を深める必要性が高く、また、相手国においても日本語教育に対する関心、ニーズが高いことを踏まえ、積極的な支援を行う。 ② 日系人の多い国・地域には、他の国・地域とは異なる高いニーズが存在するため、かかるニーズに配慮する。 (2) 諸施策 中期目標をふまえ、上記(1)の基本方針に留意して、以下の諸施策を実施する。 (イ) 海外日本語教育機関のネットワーク形成と強化を目的とする施策 ① ネットワーク形成 日本語国際センター、関西国際センター、海外事務所の運営を通じて、海外日本語教育の総合的ネットワークを構築しつつ、3年に一度全世界における日本語教育機関、教師、学習者の調査を実施し、海外日本語教育に関する情報の収集を行い、また毎
--	--

② 機関強化 海外における日本語教育の振興において、中核的な高等教育機関は、相手国の中で特に重要な役割を担うことから、各国のかかる教育機関の整備状況、基金の支援に対する現地からのニーズ等に応じて、次の指針を踏まえ、各国の拠点となる日本語教育機関を強化する適切な支援を行う。 (i) 拠点整備がある程度進んでいる国においては、次の点を踏まえて支援する。 ・ 拠点の自立化の可能性を検討し、支援の内容ないし継続の可否を不断に見直す。 ・ 拠点間ネットワークの拡充等により、基金からの支援の波及効果が高まるように努める。 ・ 潜在的ニーズを捉え、新規拠点の開拓に努める。 (ii) 日本語ニーズに対して拠点の整備が不十分である国において	年度、地域、テーマ等を選び、海外日本語教育機関の調査を行い、その情報を印刷物、電子媒体、セミナー等を通じ広く関係者に提供する。 この調査分析に基づき、日本語教育関係者との意見交換を通じて、各国の事情に応じた適切な日本語教育支援方針を作成する。 基金海外事務所は、海外日本語教育の総合的ネットワークの一翼を担い、相手国の事情及びニーズに応じて最も効果的に日本語普及に関与する。 日本語教育に関する情報提供について、年間アクセス件数が50万件以上となることを一つの指標として、内容の充実に努める。 ② 機関強化 中期目標に示された指針をふまえ、各国の日本語教育の拠点となる機関を強化するため、以下の支援事業を実施する。 (i) 大学、教育省、基金海外事務所等海外の日本語教育の中核となる機関に日本語教育専門家、青年日本語教師を派遣し、現地で日本語教育・学習の指導にあたる。機関の強化が達成されたポストは段階的に派遣を廃止し、かわって教育省、日本語センター等で指導を行う「アドバイザー型」派遣を優先的に実施する。 (ii) 必要な拠点となる海外日本語教育機関の専任講師給与、現
---	---

は、ニーズを的確に把握しつつ、効果的な拠点の整備が行われるよう支援に努める。 (iii) 日本語ニーズが顕在化しておらず、かつ、拠点整備も不十分である国においては、潜在的ニーズを捉え、新規拠点の開拓の可能性を探る。 (iv) 拠点に対する支援においては、常に効果的かつ効率的なものとなるように努める。このため、拠点支援に関し、客観的指標に基づいて外部有識者による評価を実施し、その結果を事業実施に反映していく。 ③ 初等中等教育の日本語教育支援 初等中等教育の教育課程への日本語の導入は、若年層の学習者数を制度的に増大させ、日本語普及において極めて効果が大きいことから、相手国のニーズに応じて、カリキュラム作成、教師養成、教材開発等において積極的支援を行い、日本語教育が相手国の教育課程の中で一層定着するように努める。 (ロ) 日本語能力試験 海外における日本語能力試験は、各国の日本語学習者の能力測定	地講師謝金の一部を助成する。新たなニーズに対応するため、自立化が達成されたと判断される機関については助成を終了する。 (iii) 海外の日本語教育機関が実施する日本語弁論大会、学会会議、セミナー、ワークショップ、研修会等経費の一部を助成する。また日本国内のNGOが海外日本語教育支援を目的に実施する活動に対して、経費の一部を助成する。 (iv) 基金自らが実施する事業に関しては支援対象機関等にアンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。助成事業等、アンケート実施が困難な事業については、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、概ね良好という評価を得ることを目標とする。 ③ 初等中等教育の日本語教育支援 初等中等教育課程で日本語教育が盛んな国では、日本語教師の教育能力向上を推進する指導者が不足し、日本語・日本文化を適切に学習する教材も不足しているなどの問題がある場合もある。さらに各国の事情に応じ、適切な日本語教育カリキュラムを開発する必要もある。したがって日本語教師研修、日本語教材開発プロジェクトへの支援、カリキュラム、教材、教授法等の日本語教育に係わるコンサルティング等の協力を有機的に実施することによって、日本語教育が相手国の教育課程の中で一層定着するように努める。 (ロ) 日本語能力試験 海外における大規模一斉試験としての日本語能力試験を効果
--	---

及び学習意欲向上を図る上で極めて重要な事業であり、効果的かつ効率的に実施する。客観的基準に基づいて外部有識者による評価を実施し、その結果を事業実施に反映していくとともに、より多くの海外日本語学習者に対する利便性の向上を図る。また、日本語能力試験の受験者数を増加させるよう努める。

(ハ) 海外日本語教師を対象とする施策

日本語教育が効果的に行われる上で、質の高い日本語教師の養成は不可欠であることから、次の指針を踏まえ、相手国における日本語の普及状況、日本語教育の組織基盤の整備状況、日本語教育に対するニーズ等の現地事情に応じた適切な支援方法によって効果的かつ効率的に日本語教員の養成を支援する。

- ① 相手国の事情及びニーズに応じて、日本への招聘等による日本語教師の研修を行う。その際、適切な語学レベル、期間、規模、対象者の選考等の諸要素について、研修が最も効果的かつ効率的となるように努める。また、研修を効果的に実施するため、日本語国際センターを活用する。
- ② 相手国の事情及びニーズに応じ、日本語教師が使用する教材の充実化に努めるとともに、インターネット等を活用し効果的かつ効率的な頒布が行われるよう工夫する。

的かつ効率的に実施する。より多くの海外日本語学習者に対する便宜を図るため、試験実施地を増加させるよう努める。また、中期目標期間中に海外における日本語能力の測定試験に関わる状況の変化がない限り、受験者数を増加させるよう努める。

結果の分析及び最新の理論に基づいて、外部有識者による評価を実施し、その結果を受けて、試験の内容の有効性および実施の効率性を高めるよう努める。

(ハ) 海外日本語教師を対象とする施策

中期目標に示された指針をふまえ、効果的かつ効率的に海外日本語教師を養成するために、以下の事業を附属機関日本語国際センターにおいて実施する。日本語国際センターでは、海外日本語教師研修事業を中核として位置付けるとともに、必要性に応じた教材の開発・供給等を行い、現地事情に応じた支援方法によって効果的かつ効率的に日本語教師の養成を支援する。

- ① 海外日本語教師等を招聘し、日本語、日本語教授法、日本事情等の研修を行う。中等教育に携わる日本語教師の研修に重点を置くとともに、各国の日本語教育界において中心となるような指導者の養成を行う。大学等関係機関との協力による研修事業の実施、研修生と地域住民との交流等、幅広いニーズに配慮する。
- ② 海外日本語教育・学習のための教材を自主制作するとともに、日本語教材開発のための経費の一部を助成する。国際交流基金が制作した日本語教材の出版の権利を、内外の出版社に許諾する。海外の放送局へは、要望の強い言語のテレビ日本語講座の制作を促進する。海外日本語教育機関に対して、各種の日本語

③ 教師に対する支援においては、常に効果的かつ効率的なものとなるように努める。このため、適切な指標に基づいて外部有識者による評価を実施し、その結果を事業実施に反映していく。特に日本語国際センターについては、適切な指標に基づいて、研修プログラム、研修対象者の選定、運営コスト等に関し外部評価を実施し、事業内容の向上に不断に努める。 (二) 海外日本語学習者を対象とする施策 海外における日本語学習者支援の観点から、基金以外の機関では十分に教育を行うことが難しい専門性の高い日本語の研修及び海外日本語学習者の学習を奨励するための研修について、次の指針を踏まえ、関西国際センター等を活用しつつ、海外日本語学習者に対し実施する。 ① 外交官・公務員日本語研修の研修生の募集・選考にあたっては、外交上の要請を充分に反映させる。 ② 関西国際センターは、基金が学習者に対する研修を行う中核的機関であることから、適切な指標に基づいて、研修プログラム、研修対象者の選定、運営コスト等に関し外部評価を実施し、事業内容の向上に不断に努める。	教材を寄贈する。日本語国際センター図書館を運営する。 ③ 日本語国際センターの事業について、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、概ね良好という評価を得ることを目標とする。また研修生に対するアンケートを実施し、70%以上の満足度を得ることを目標とする。 (二) 海外日本語学習者を対象とする施策 中期目標に示された指針をふまえ、海外における日本語学習者支援の観点から、基金以外の機関では十分に教育を行うことが難しい専門性の高い日本語の研修及び日本語学習を奨励するための研修を受講する機会を海外日本語学習者に提供するために、以下の事業を附属機関関西国際センターにおいて実施する。 ① 職業上あるいは研究活動上、専門性の高い日本語能力を必要とする外国人に対する専門日本語研修事業、および日本語学習者の学習を奨励するための日本語学習奨励研修事業を実施する。地方自治体等関係機関との協力による研修事業の実施、研修生と地域住民との交流等、地域のニーズに配慮する。 ② 関西国際センターの事業について、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、概ね良好という評価を得ることを目標とする。主要事業のうち長期的な研修については、研修の開始時と終了時に日本語能力を測定して、当該研修の目的のひとつである日本語能力向上の評価をする。研修生に対するアンケートを実施し、70%以上の満足度を得ることを目標とする。また研修生の研修成果の発表、公開を年1回以上実施する。
---	---

(3) 日本語普及に係る留意事項 (イ) 海外事務所においては、在外公館、教育機関その他の関係機関・団体と連携し、現地の日本語教育事情に精通し、現地ニーズの精緻な把握に努める。 (ロ) 日本国内において、関係機関・団体との連携を積極的に促進し、効率的かつ効果的な日本語普及の体制の構築に努める。 (ハ) 日本語教育、学習への支援にあたっては、基金の日本研究・知的交流や文化芸術交流における諸事業とも連携を促進し、基金事業間の相乗効果を図ると共に、日本政府の促進する留学生交流など関連施策とも連携を図る。	(3) 日本語普及に係る留意事項 (イ) 海外事務所においては、在外公館、教育機関その他の関係機関・団体と連携し、現地の日本語教育事情に精通し、現地ニーズの精緻な把握に努める。 (ロ) 日本国内において、関係機関・団体との連携を積極的に促進し、効率的かつ効果的な日本語普及の体制の構築に努める。 (ハ) 日本語教育、学習への支援にあたっては、基金の日本研究・知的交流や文化芸術交流における諸事業とも連携を促進し、基金事業間の相乗効果を図ると共に、日本政府の促進する留学生交流など関連施策とも連携を図る。
---	---

3. 海外日本研究及び知的交流の促進

海外における日本研究は、諸外国の特に有識者における対日理解の基礎となるものである。また、我が国と諸外国の有識者間の知的交流によって、各国との間で互いに英知を共有し結集することは、各国との有識者間における相互理解を深めるとともに、国際的な課題解決に向けて貢献するものである。基金は、これら海外日本研究及び知的交流を効果的に促進するよう努めなければならない。

このため、基金は、我が国外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の事情、必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、必要性の高い事業を効果的に実施する。

(1) 海外日本研究の促進

(イ) 基本方針

海外における日本研究の促進にあたっては、下記①～②の基本方針を踏まえ、最も効果的な事業が実施されるよう努める。

① 共通事項

(i) 支援を行う際には、相手国において中長期的にも日本研究の促進が効果的に図られるよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者間のネットワーク拡充等の工夫をする。

(ii) 海外事務所においては、在外公館、日本研究機関その他関係

3. 海外日本研究及び知的交流の促進

基金は、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進するため、我が国外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の事情、必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、必要性の高い事業を効果的に実施する。

かかる観点から日本研究及び知的交流を統括する部を地域別に編成し、戦略的な事業展開を図る。

(1) 海外日本研究の促進

(イ) 基本方針

海外における日本研究の促進にあたっては、下記①～②の基本方針を踏まえ、事業実施の諸施策を立案する。ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

① 共通事項

(i) 支援を行う際には、相手国において中長期的にも日本研究の促進が効果的に図られるよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者間のネットワーク拡充等の工夫をする。

(ii) 海外事務所においては、在外公館、日本研究機関その他関係

機関・団体と連携し、効率的かつ効果的な海外日本研究の支援体制の構築に努める。 (iii) 地域研究、日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。 (iv) 各国の日本研究事情に応じて効果的な対象・手段を選び支援し、実施後はそれらが適切であったかにつき、客観的指標を含む適切な指標に基づいた外部評価を実施する。 ② 地域的特性に応じた事業実施 各地域における日本研究の促進にあたっては、相手国の研究・教育事情に応じた支援を行うとともに、次の点を踏まえて、効果的に日本研究が振興されるように、支援対象、支援手段等を勘案し、各地域の日本研究支援事業を実施する。 (i) アジア・大洋州地域 (a) 近隣諸国における日本研究の促進は、特に重要であり、積極的な支援に努める。 (b) 基盤、人材が効果的に拡充されるよう若手研究者の育成、日本研究者の活躍の機会の提供、日本研究者と我が国及び各国の有識者間のネットワーク構築等を通じて日本研究を活性化する。 (c) 日本語学習者が多い国においては、日本語学習者に対して日本研究への関心を促し、日本語普及との連携により日本研究の人材の拡充を効果的に図る。 (ii) 米州地域	機関・団体と連携し、効率的かつ効果的な海外日本研究の支援体制の構築に努める。 (iii) 地域研究、日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。 (iv) 支援対象となった機関及びフェローシップ受給者には、アンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。またプログラムごとに定期的に、必要性、有効性、効率性等の適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、概ね良好という評価を得ることを目標とする。 ② 地域的特性に応じた事業実施 各地域における日本研究の促進にあたっては、次の点を踏まえて、効果的に日本研究が振興されるように、海外の日本研究の現況と課題を研究者数、論文数等の定量的な分析に加え、対日関心の分野の変化等質的な面にも踏み込んだ現状把握に努め、支援対象、支援手段等を勘案し、各地域の日本研究支援事業を実施する。 (i) アジア・大洋州地域 (a) 近隣諸国における日本研究の促進は、特に重要であり、積極的な支援に努める。 (b) 基盤、人材が効果的に拡充されるよう若手研究者の育成、日本研究者の活躍の機会の提供、日本研究者と我が国及び各国の有識者間のネットワーク構築等を通じて日本研究を活性化する。 (c) 日本語学習者が多い国においては、日本語学習者に対して日本研究への関心を促し、日本語普及との連携により日本研究の人材の拡充を効果的に図る。 (ii) 米州地域
---	---

北米においては、日本研究基盤の整備が進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、北米における日本研究の裾野拡大を図る。 (iii) 欧州・中東・アフリカ地域 (a) 欧州においては、主に西欧で日本研究基盤の整備が相当進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、欧州における日本研究の裾野拡大を図る。 (b) 中東・アフリカ諸国と相互理解を促進する一環として、域内諸国における日本研究の発展を促す支援を行う。 (ロ) 諸施策 上記（イ）の基本方針を踏まえ、以下の諸施策の実施にあたる。 ① 機関支援型事業 (i) 海外日本研究機関に対する支援においては、高い事業効果が得られるよう対象機関と支援手段の組み合わせを決定する。	米州においては、特に北米で日本研究基盤の整備が進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、北米における日本研究の裾野拡大を図る。 (iii) 欧州・中東・アフリカ地域 (a) 欧州においては、主に西欧で日本研究基盤の整備が相当進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、欧州における日本研究の裾野拡大を図る。 (b) 中東・アフリカ諸国と相互理解を促進する一環として、域内諸国における日本研究の発展を促す支援を行う。 (ロ) 諸施策 中期目標をふまえ、上記（イ）の基本方針に留意して、以下の諸施策の実施にあたる。 ① 機関支援型事業 中期目標を踏まえつつ、以下の事業を実施する。 (i) 海外日本研究機関等への客員教授派遣、リサーチ・会議助成等各種助成、奨学金の支給、等の日本研究支援事業を実施することにより、海外日本研究を振興する。また海外における日本研究者及び日本研究機関の現況調査、日本研究ウェブサイトの運営等、海外の日本研究に関する情報の収集・調査を行い、その結果を印刷物等により広く社会に提供する。新たな機関のニーズに対応するため、若手研究者の育成等所期目的が達成さ
--	---

(ii) 継続的に支援を行っている機関については、効率的な事業実施のため、機関の自立化の可能性を検討するなど、他の機関に支援した場合の機会的な費用及び効果を勘案しつつ、支援の内容がないし継続の可否を不断に見直す。 (iii) 国際会議、セミナー等の形態による事業については、高い事業効果が得られるよう適切な日程・議題及び参加者等の事業内容とすることを確保する。 ② 研究者支援型事業 フェローシップについては、高い事業効果が得られるよう人選が適切なものとなるようにする (2) 知的交流の促進 知的交流の促進にあたっては、下記(イ)、(ロ)の方針を踏まえ、最も効果的な事業が実施されるように努める。 (イ) 共通事項 ① 長期的視野に立っての恒常的な知的交流の積重ねの重要性に留意しつつ事業を実施する。 ② 事業実施にあたっては、我が国の外交上の要請に配慮する。	れた日本人の客員教授ポストについては段階的に派遣を廃止する。 (ii) 海外の日本研究振興に資する図書・資料の出版、海外図書館等への日本関係図書の寄贈を行い、海外日本研究者の研究環境を向上させる。効果的な事業実施のため、地域ごとに重点的に対応すべき機関等に限定する。 ② 研究者支援型事業 中期目標を踏まえつつ、以下の事業を実施する。 日本研究振興のための有識者等の派遣・招聘等の人物交流事業を行い、適切な人選に基づいて派遣・招聘フェローシップを供与する。学部学生に対するスカラシップは縮小する。大学院留学スカラシップ及び日本研究講師等フェローシップについても廃止する。 (2) 知的交流の促進 知的交流の促進にあたっては、相手国の研究・社会状況に応じ、下記(イ)、(ロ)の方針を踏まえ、事業実施の諸施策を立案し、実施する。ただし、外交上のニーズ及び知的交流事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。 (イ) 共通事項 ① 長期的視野に立っての恒常的な知的交流の積重ねの重要性に留意し、次代の知的交流を担う担い手の育成やネットワークの強化等を進める。 ② 相手国との交流の節目に行われる周年事業及び要人の往来に合
--	---

③ 事業実施にあたっては、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等知的交流基盤の拡充が図られるよう配慮する。 ④ 事業形態の特長に応じて高い事業効果が得られるよう、国際会議、セミナー等の形態による事業においては、適切な日程・議題及び参加者等の内容とすることを確保し、また、人物の派遣・招聘による事業においては、事業の目的に合わせて適切な資質を有する人物を選考する。 ⑤ 客観的指標を含む適切な指標に基づいた外部評価を実施する。 (ロ) 地域的特性に応じた事業実施 各地域の特性に応じて、高い事業効果が得られるような人選、交流分野等を勘案し、特に次の点に留意しつつ事業を行う。 ① アジア・大洋州地域 (i) 近隣諸国との有識者間の相互理解は、特に重要であり、積極	わせて必要とされる交流事業等、我が国の外交上の要請にも配慮した事業を行う。 ③ 事業実施にあたっては、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等知的交流基盤の拡充が図られるよう配慮する。 ④ 事業形態の特長に応じて高い事業効果が得られるよう、国際会議、セミナー等の形態による事業においては、適切な日程・議題及び参加者等の内容とすることを確保し、また、人物の派遣・招聘による事業においては、事業の目的に合わせて適切な資質を有する人物を選考する。 ⑤ 支援対象となった機関及びフェローシップ受給者には、アンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする等を評価指標の一つとし、必要性、有効性、効率性等の適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施する。 (ロ) 地域的特性に応じた事業実施 中期目標をふまえ、上記(イ)の基本方針に留意して、高い事業効果が得られるような人選、交流分野等を勘案し、以下の諸施策の実施にあたる。 ① アジア・大洋州地域 アジア・大洋州地域の特性をふまえつつ、様々な分野の有識者や市民の交流を促進して、これら地域向けの知的な対話と共同作業を促進していく。またこれら地域において形成されつつある知的交流のネットワークに、我が国民が参画することを支援する。 (i) 近隣諸国との有識者間の相互理解は、特に重要であり、積極
--	--

的な事業実施に努める。 (ii) アジア・大洋州地域との間では、地域に共通の課題を議題とする知的交流事業を実施し、同地域に知的貢献をし得る事業の実施に努める。 (iii) アジアにおける一体感を醸成するような研究者・専門家等の域内ネットワーク構築、アジア地域研究と日本研究の連携促進等に対する支援を行う。 ② 米州地域 (i) 我が国と特に緊密な関係を有する米国との知的交流は、特に重要であり、両国の各界各層における対話と交流を促進するととも	的な事業実施に努める。 (ii) アジア・大洋州地域との間では、地域に共通の課題を議題とする国際会議を行う等知的交流事業を実施するとともに、これら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援し、同地域に知的貢献をし得る事業の実施に努める。複数年度にわたる助成については、他の機関をもって代替することができず、実施によって得られる成果が極めて意義のあるものに限り、事前評価、中間評価において内容を厳選して実施する。 (iii) 上記(ii)事業とともに、知的交流促進のための有識者の派遣・招聘等の人物交流事業を行い、派遣・招聘フェローシップ等を供与する。 (iv) アジアにおける一体感を醸成するような研究者・専門家等の域内ネットワーク構築、アジア地域研究と日本研究の連携促進等に資する国際共同プロジェクトの実施、支援等を行う。人材育成・ネットワーク形成型事業、メディア・ジャーナリズム分野の事業を重点事項として積極的に支援を行う。 ② 米州地域 国際交流基金日米センターにおいて、日米グローバル・パートナーシップのための知的交流、地域レベル・草の根レベルでの相互理解を推進する。同センターの運営にあたっては、設立の趣旨に基づいて、日米両国の有識者により構成される評議会を運営し、同センターの自律性に配慮する。 また人物交流を中心に米国以外の米州地域との知的交流を推進する。 (i) 日米間の知的交流を促進すべく、安全保障、国際経済等政策研究分野を中心に、学術研究機関等非営利団体への助成、フェロ
--	---

に、グローバルな課題の解決等世界の貢献を視野に入れた事業を実施する。 (ii) 日米センターを運営し、米国との知的交流及び地域・草の根交流事業を実施する。同センターの運営にあたっては、設立の趣旨に基づいて、同センターの自律性に配慮するとともに、外部有識者の意見を踏まえて行うものとする。 (iii) 米国以外の米州との知的交流に関し、より緊密な関係を構築するため、当該地域との対話と協力に資する知的交流事業を実施する。 ③ 欧州・中東・アフリカ地域 (i) より緊密な日欧関係の構築及び世界的視野に基づく日欧の協力の推進に資する知的交流事業を実施する。 (ii) 旧ソ連、東欧諸国の発展に資するため、適切な課題をめぐっての対話等交流事業を実施する。	ーシップ供与等の知的交流事業を実施する。優先課題の対象・範囲等の見直しを行い、研究課題や動向についての確な把握に基づいた支援を行う。米国の財団、シンクタンクや日米関係関連機関との連携を強化し、人材や情報の一層の活用を図る。 日米間の地域・草の根レベルの市民交流、教育を通じた相手国理解促進事業並びにフェローシップの供与を実施するとともに、日米の非営利団体が実施する交流事業を支援する。 (ii) 米国以外の米州との知的交流促進のための有識者の派遣・招聘等の人物交流事業を行い、派遣・招聘フェローシップ等を供与する。 ③ 欧州・中東・アフリカ地域 欧州、中東・アフリカ地域の特性を踏まえつつ、様々な分野の有識者や市民の交流を促進して、これら地域向けの知的な対話と共同作業を促進していく。またこれら地域において形成されつつある知的交流のネットワークに、我が国民が参画することを支援する。複数年度にわたる助成については、他の機関をもって代替することができず、実施によって得られる成果が極めて意義のあるものに限る。 (i) より緊密な日欧関係の構築及び世界的視野に基づく日欧の協力の推進に資する知的交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。 (ii) 旧ソ連、東欧諸国の発展に資するため、適切な課題をめぐっての対話等交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。
--	--

(iii) 中東諸国との相互理解を促進するための事業を実施する。	(iii) 中東諸国との相互理解を促進するための知的交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。 (iv) 欧州、中東・アフリカ地域との知的交流促進のための有識者の派遣・招聘等の人物交流事業を行い、派遣・招聘フェローシップ等を供与する。
---	---

4. 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等 国際交流に関する情報の収集及び調査・研究は、国際文化交流事業を効果的に実施する上で不可欠であり、基金は、その内外のネットワークを活用し、有用な情報の収集に努めなければならない。 また、各国との間で活発な国際交流が進められるよう、海外に向けて日本に関する情報源を整備・提供し、内外の国際交流の担い手に対して、国際交流に関する情報の提供をはじめとする支援に努めなければならない。 (1) 日本に関心を有する海外の知識人、市民に対して、日本に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。 (2) 国際交流に関心を有する内外の関係者に対して、国際交流に	4. 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等 国際文化交流の増進を図るため、国際交流に関する情報の収集・提供及び調査・研究を行うとともに、国際交流の担い手に対する支援を行う。特に、国民へのサービス強化の観点から、情報提供や他団体等との連携の窓口を設け、基金の事業情報を含め国際文化交流に関する情報全般の提供を行うとともに、外部との事業の連携等を行い、国際文化交流事業に国民が参加しやすくなるよう図る。 また、内外の国際交流動向の把握、分析等、国際交流を行うために必要な調査及び研究の充実に努める。 さらに、効果的、効率的な情報発信の基盤整備を図るため、ITを活用する。 (1) 対日理解の増進を図るため、日本に関心を有する海外の知識人、市民に対して、以下の通り日本に関する情報源を整備し、提供する。 国際交流基金本部図書館を運営し、同図書館と海外事務所との間で日本関連情報のネットワークを構築して日本関連情報提供体制を強化する。また海外事務所等を通じた日本に係る各種照会に対応し、情報提供を行う。 (2) 国際交流に関心を有する内外の関係者に対して、国際交流に
---	--

関する情報及び国際交流基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。 (3) 国内における国際文化交流の増進を図るため、国際交流団体に対して、ノウハウ提供、顕彰や各種支援を効果的かつ効率的に行う。 (4) 基金がより効果的な事業を実施し、また、基金以外の者による国際文化交流をより効果的に推進するために必要な調査及び研究を行い、その成果については、国際交流基金のみならず内外の関係者が活用しうよう、効果的かつ効率的に公開する。	に関する情報及び国際交流基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供し、ホームページの年間アクセス件数が100万件以上となることを一つの指標として内容の充実に努める。 国際交流基金事業とその事業の成果について和英両語によって、内外に公開し、提供する。国際交流一般に関する総合的な機関誌発行を行う。日本関係情報、国際交流情報を内外に一元的に提供するため、国際交流基金ウェブサイトを構築する。 (3) 国内における国際文化交流の増進を図るため、国際交流団体に対して、ノウハウ提供、顕彰や各種支援を行う。 ① 国内交流団体に対する情報提供とネットワーク形成のために、国際交流団体の連絡会議、セミナー・シンポジウム等を開催するとともに、必要に応じ経費の一部を助成する。人材育成・人脈・ネットワーク形成に直結する共催型事業に重点化し、従来より実施してきた地域・草の根交流に対する国際会議助成は縮小する。 ② 国際交流に貢献のあった団体・個人に対する顕彰を行い、これを効果的に内外に周知する。また地域に根ざした優れた国際交流を行う団体の顕彰を行い、これを効果的に内外に周知する。 (4) 国際交流を行うために必要な調査及び研究を行い、国際交流基金のみならず内外の関係者が活用しうよう、内容の充実に努めるとともに、成果報告をホーム・ページ等を通じて効果的、効率的に公開する。
--	--

(5) 上記(1)～(4)に関し、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施する。	① 3年に一度、国内における国際交流の現状を概観する調査を実施し、その成果を効果的に国民に還元する。 ② その他海外の国際交流の動向調査等、国際交流を行うために必要な調査研究を行い、その成果を効果的に国民に還元する。 (5) 上記(1)～(4)に関し、必要性、有効性、効率性等適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、概ね良好という評価を得るよう努める。
--	--

5. その他 (1) 海外事務所の運営 基金の海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、所在国及び必要に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体との協力、連携等に努める。 (2) 京都支部の運営 基金京都支部は、本中期目標に示された諸点をふまえ、関西に	5. その他 (1) 海外事務所の運営 基金の海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、所在国及び周辺地域において上記 1～4 の本部事業の円滑な遂行の連絡調整を行うとともに、所在国及び周辺地域における我が国の国際文化交流の情報、事業、ネットワークの拠点として、現地の事情及びニーズに応じて柔軟かつ機動的に、以下の国際文化交流事業を効果的に実施し、関係団体との協力、連携等に努める。 ① 文化交流に関する調査、情報収集 ② 公演、展示、講演、映画会、音楽会、セミナー、デモンストレーション、ワークショップ等の催しの実施、あっせん、並びにこれら催しへの参加 ③ 図書館、情報ライブラリーの運営、日本文化紹介、国際文化交流のための必要な資料の収集、交換及び頒布 ④ 国際文化交流に関わる人物、団体に対する情報提供等の協力及び便宜供与等 ⑤ 現地教師に対する研修、ワークショップ、助言、日本語講座の運営等、現地日本語教育のすそ野の拡大と質の向上を図る日本語教育・学習への支援 (2) 京都支部の運営 基金京都支部は、本中期計画に示された諸点をふまえ、関西
---	--

において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施する。 (3) 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業 基金は、特定の寄付金を財源として、国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う。寄付金の受け入れ等にあたっては適正に行うこととする。	において、国際文化交流に関する情報交換、コンサルティング等を通じて関係者とのネットワーク構築を図り、公演、セミナー、ワークショップ等の催しを関係団体との共催等により、効果的かつ効率的に実施する。 (3) 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業 基金は、特定の寄付金を財源として、国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う。なお、寄付金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。
--	--

(別紙2)

平成15年10月1日

中期目標・中期計画 (国別政策)

1. 大韓民国	P. 1	11. メキシコ	P. 21
2. 中華人民共和国	P. 3	12. ブラジル	P. 23
3. フィリピン	P. 5	13. 英国	P. 25
4. タイ	P. 7	14. ドイツ	P. 27
5. マレーシア	P. 9	15. フランス	P. 29
6. インドネシア	P. 11	16. イタリア	P. 31
7. インド	P. 13	17. ロシア	P. 33
8. オーストラリア	P. 15	18. ハンガリー	P. 35
9. カナダ	P. 17	19. エジプト	P. 36
10. アメリカ合衆国	P. 19		

独立行政法人国際交流基金 中期目標 国別政策／中期計画 国別方針

中 期 目 標	中 期 計 画
大韓民国 1. 2002年のワールドカップ・サッカー大会及び日韓国民交流年の成果を踏まえつつ、日韓両国民が、共通性のある互いの文化・伝統に対して相互理解を深めることにより日韓関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。 2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1)「日韓共同未来プロジェクト」その他の政府間の取り組みを踏まえ、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化を紹介していくとともに、伝統文化も含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。また、引き続き多様な市民交流の支援を行う。	大韓民国 1. 2002年のワールドカップ・サッカー大会及び日韓国民交流年の成果を踏まえつつ、日韓両国民が、共通性のある互いの文化・伝統に対して相互理解を深めることにより日韓関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。 2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1)「日韓共同未来プロジェクト」その他の政府間の取り組みを踏まえ、造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化を紹介していくとともに、伝統文化も含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。また、アジア草の根交流促進事業、中学・高校教員交流事業等により引き続き多様な市民交流の支援を行う。

(2) 同国の教育機関の多様なニーズに対応し、日本語教育・日本研究に対する支援を引き続き実施する。 (3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。 3. 事業実施にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 「日韓国交正常化40周年」のような交流の節目を捉え事業を実施する。 (2) 双方の文化紹介に加え、参加・共同作業型の事業を企画するとともに、中国等第三国を交えた多国間の事業も行う。 (3) 在外公館、姉妹都市等との連携を図り、効果的な事業実施に努める。特に、かかる連携を通じ、地方における効果的な事業展開を図る。	(2) 同国の教育機関の多様なニーズに対応し、日本語教育・日本研究に対する支援を引き続き実施するため、ソウル日本文化センターによる日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教師研修、日本語教材制作支援、各種日本研究事業、フェローシップ供与等を実施する。 (3) 日韓及び多国間の多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種知的交流事業を実施、支援することにより、日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。 3. 事業実施にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 「日韓国交正常化40周年」のような交流の節目を捉え事業を実施する。 (2) 国内における韓国文化紹介事業の実施及び支援、また芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ等の実施を通じて、双方の文化紹介に加え、参加・共同作業型の事業を企画するとともに、中国等第三国を交えた多国間の事業も行う。 (3) 在外公館、姉妹都市等との連携を図り、効果的な事業実施に努める。特に、かかる連携を通じ、「地方におけるジャパンウィーク」への参加等、地方における効果的な事業展開を図る。
---	--

中華人民共和国 1. 2002年の「日本年」「中国年」の成果を踏まえつつ、日中両国民が、互いの文化・伝統に対して相互理解を深めることにより日中関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。 2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 若者が親しみを感じる魅力的な現代文化の紹介を重視しつつ、伝統文化も合わせた総合的な日本文化を紹介するよう努める。後者については、日中両国の共通の文化的伝統に基づいた企画を実施するよう努める。 (2) 同国の教育機関のニーズに対応するとともに、新たなニーズへの対応も視野に入れ、日本語教育と日本研究の一層の普及に努める。 (3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。	中華人民共和国 1. 2002年の「日本年」「中国年」の成果を踏まえつつ、日中両国民が、互いの文化・伝統に対して相互理解を深めることにより日中関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。 2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若者が親しみを感じる魅力的な現代文化の紹介を重視しつつ、伝統文化も合わせた総合的な日本文化を紹介するよう努める。後者については、日中両国の共通の文化的伝統に基づいた企画を実施するよう努める。 (2) 対中国特別事業を始め、日本語教師研修、日本語教材制作支援、各種日本研究事業、フェローシップ供与等を実施することにより、同国の教育機関のニーズに対応するとともに、新たなニーズへの対応も視野に入れ、日本語教育と日本研究の一層の普及に努める。 (3) 日中及び多国間の多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種知的交流事業を実施、支援することにより、日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。
---	--

3. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 日本と中国との交流の各種節目を活用し、効果的に事業を実施する。 (2) 双方の文化紹介に加え、参加・共同作業型の事業を企画するとともに、韓国等第三国を交えた多国間の事業も行う。 (3) 広大な国土において出来るだけ広範かつ効率的に事業を展開するため、在外公館等の政府関係機関、各地方の日本語教育機関や日本関係者、友好都市や市民団体を含む多くの民間関係者と連携・協力する。また、メディアを活用する等の限界効用の高い事業を実施する。	3. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 日本と中国との交流の各種節目を活用し、効果的に事業を実施する。 (2) 国内における中国文化紹介事業の実施及び支援、また芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ等の実施を通じて、双方の文化紹介に加え、参加・共同作業型の事業を企画するとともに、韓国等第三国を交えた多国間の事業も行う。 (3) 広大な国土において出来るだけ広範かつ効率的に事業を展開するため、在外公館等の政府関係機関、各地方の日本語教育機関や日本関係者、友好都市や市民団体を含む多くの民間関係者と連携・協力する。また、テレビ、新聞等のメディアを活用する等の限界効用の高い事業を実施する。
--	--

フィリピン 1. 東南アジア地域で日本への入国者数が最大であり、緊密な関係を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 拠点研究機関を中心とする日本研究支援、及び高等教育レベルにおける日本語教育支援を充実させるよう努める。 (2) 若年層をはじめとして、現代文化と伝統文化を合せた総合的な日本文化を紹介するよう努めるとともに、同国との間で活発に行われている市民交流等の支援を行う。 (3) フィリピンを含むA S E A N諸国との間における知的交流の充実に努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) フィリピン一国のみならず東南アジア地域全体との交	フィリピン 1. 東南アジア地域で日本への入国者数が最大であり、緊密な関係を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、日本語講座助成、日本研究拠点機関助成等を実施することにより、拠点研究機関を中心とする日本研究支援、及び高等教育レベルに重点を置きつつ新たなニーズへの対応も視野に入れた日本語教育支援を充実させるよう努める。 (2) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若年層をはじめとして、現代文化と伝統文化を合せた総合的な日本文化を紹介するよう努めるとともに、アジア草の根交流促進事業等により同国との間で活発に行われている市民交流等の支援を行う。 (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、フィリピンを含むA S E A N諸国との間における知的交流の充実に努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) フィリピン一国のみならず東南アジア地域全体との交
--	---

流を視野に入れ、また、相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。 (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。 (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。 (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。	流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。 (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。 (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。 (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。
---	---

タイ 1. 長年にわたり良好な関係にある同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 日本語教育及び日本研究に対する支援を充実させるよう努める。その際、日本研究については、ネットワーク構築及び環境整備など、中・長期的な支援を充実させるよう努める。また、中等レベルにおける日本語教育のためのタイ政府の取り組みを踏まえ、継続的に支援を行う。 (2) 伝統文化と現代文化の調和を重視する同国においては、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化に加え伝統文化も含めた総合的な日本文化を紹介するよう努めるとともに、市民交流等の支援を行う。 (3) タイを含むA S E A N諸国との間における知的交流の充実に努める。	タイ 1. 長年にわたり良好な関係にある同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) バンコック日本文化センターの日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、日本語教材寄贈、日本研究拠点機関助成等を実施することにより、日本語教育及び日本研究に対する支援を充実させるよう努める。その際、日本研究については、ネットワーク構築及び環境整備など、中・長期的な支援を充実させるよう努める。また、中等レベルにおける日本語教育のためのタイ政府の取り組みを踏まえ、継続的に支援を行う。 (2) 伝統文化と現代文化の調和を重視する同国においては、造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化に加え伝統文化も含めた総合的な日本文化を紹介するよう努めるとともに、アジア草の根交流促進事業等により市民交流等の支援を行う。 (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、タイを含むA S E A N諸国との間における知的交流の充実に努める。
--	---

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) タイ一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。 (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。 (3) 「日本A S E A N交流年2 0 0 3」のような交流の節目を捉え事業を実施する。 (4) 在外公館、J I C A等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。	2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) タイ一国のみならず、東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。 (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。 (3) 「日本A S E A N交流年2 0 0 3」のような交流の節目を捉え事業を実施する。 (4) 在外公館、J I C A等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、近隣諸国も視野に入れた事業の実施に努める。
---	---

マレーシア 1. 「東方政策」や両国の緊密な関係によって培われた高い対日関心を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 中等教育レベル、東方政策等に関する日本語教育支援を充実させるよう努めるとともに日本研究支援の着実な実施に努める。 (2) 広く一般市民との相互理解強化のため、日本文化に直接触れる参加・体験型の交流を含めた現代文化と伝統文化を合せた総合的な日本文化紹介事業を行う。 (3) マレーシアを含むA S E A N諸国との間における知的交流の充実に努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。	マレーシア 1. 「東方政策」や両国の緊密な関係によって培われた高い対日関心を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) クアラルンプール日本文化センターの日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、東方政策日本語予備教育に対する支援、各種日本研究事業等を実施することにより、中等教育レベル、東方政策等に関する日本語教育支援を充実させるよう努めるとともに日本研究支援の着実な実施に努める。 (2) 広く一般市民との相互理解強化のため、造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業やレクチャー・デモンストレーションを実施することにより、日本文化に直接触れる参加・体験型の交流を含めた現代文化と伝統文化を合せた総合的な日本文化紹介事業を行う。 (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、マレーシアを含むA S E A N諸国との間における知的交流の充実に努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
--	---

(1) マレーシア一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。 (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。 (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。 (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。	(1) マレーシア一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。 (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。 (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。 (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。
---	---

インドネシア 1. 東南アジア地域で最大の人口を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 日本語教育・日本研究支援を着実に実施する。特に、日本語教育については、地方のニーズを含む新たなニーズにも対応するよう努めるとともに、若手研究者の養成に重点を置きつつ日本研究に対する支援を充実させるよう努める。 (2) 近年関心が高まっている現代文化と従来から一定の関心が存在する伝統文化を含め、総合的な日本文化を紹介するよう努める。特に、既存のニーズに対応することはもとより、潜在的に対日関心を持ち得る人々に対しても事業を展開するよう努める。 (3) インドネシアを含むA S E A N諸国との間における知的交流の充実に努める。	インドネシア 1. 東南アジア地域で最大の人口を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) ジャカルタ日本文化センターの日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、日本語教材寄贈、各種日本研究事業を実施することにより、日本語教育・日本研究支援を着実に実施する。特に、日本語教育については、地方のニーズを含む新たなニーズにも対応するよう努めるとともに、若手研究者の養成に重点を置きつつ日本研究に対する支援を充実させるよう努める。 (2) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、近年関心が高まっている現代文化と従来から一定の関心が存在する伝統文化を含め、総合的な日本文化を紹介するよう努める。特に、既存のニーズに対応することはもとより、潜在的に対日関心を持ち得る人々に対しても事業を展開するよう努める。 (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、インドネシアを含むA S E A N諸国との間における知的交流の充実
---	--

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) インドネシア一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。 (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。 (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。 (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて効果的に地方における事業の展開にも努める。	に努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) インドネシア一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず人材育成を含めた共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。 (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。 (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。 (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて効果的に地方における事業の展開にも努める。
---	--

インド 1. 南アジア地域で最大の国土・人口を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 同国との間の共同宣言等を踏まえて人的交流、知的交流を充実させるよう努めるとともに、政治、経済、国際関係、安全保障分野をも広く視野に入れた日本研究者の育成に重点を置き日本研究支援の充実に努める。 (2) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。 (3) 大学等の拠点機関を中心とする日本語教育及び日本研究の支援を充実させるよう努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。	インド 1. 南アジア地域で最大の国土・人口を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 同国との間の共同宣言等を踏まえて、多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、人的交流、知的交流を充実させるよう努めるとともに、政治、経済、国際関係、安全保障分野をも広く視野に入れた日本研究者の育成に重点を置き日本研究支援の充実に努める。 (2) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、伝統文化のみならず、現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。また、同国との相互理解を促進するため、日本国内におけるインド文化に関する理解促進にも努める。 (3) 日本語教師研修、日本語講座助成、各種日本研究事業を実施することにより、大学等の拠点機関を中心とする日本語教育及び日本研究支援を充実させるよう努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
--	---

(1) 主要都市及び中規模都市、並びに有識者、学生及び新中間層といった文化に関心の高い地域、国民に対して、効率的かつ効果の高い事業実施に努める。 (2) 在外公館、J I C A等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。	(1) 主要都市及び中規模都市、並びに有識者、学生及び新中間層といった文化に関心の高い地域、国民に対して、効率的かつ効果の高い事業実施に努める。 (2) 在外公館、J I C A等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。
--	--

オーストラリア 1. アジア太平洋地域におけるパートナーとして発展してきている同国との相互理解を深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 世界でも有数の日本語学習者数を有する同国において、日本語教育を継続的に支援するとともに、特に若年層に対しては、語学のみならず日本文化紹介等を通じ日本に対する関心を高めるよう努める。 (2) 一層多くのオーストラリア国民が日本に対する理解と関心を深めるよう、伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介する。 (3) 拠点大学、研究者間の交流等を通じた日本研究・アジア研究支援に努める。	オーストラリア 1. アジア太平洋地域におけるパートナーとして発展してきている同国との相互理解を深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 世界でも有数の日本語学習者数を有する同国において、日本語教師の質の向上と教師間のネットワークの強化を図り、シドニー日本文化センターの事業等により、日本語教育を継続的に支援する。特に若年層に対しては、語学のみならず、若者が親しみを感じる日本文化の紹介等を通じ、日本に対する関心を高めるよう努める。 (2) 一層多くのオーストラリア国民が日本に対する理解と関心を深めるよう、伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するとともに、日豪間の交流を担う専門家の交流を促進する。 (3) 拠点大学、研究者間の交流等を通じて、日本研究の振興を図るため、日本研究分野でのネットワークの強化や、幅広い分野の研究者の日本研究分野への関与を促進する。また、アジア大洋州域内の相互理解の促進に寄与するアジア研究を支援するため、アジアの共通関心事項に関する日豪を含む多国間の共同研究や会議の開催、ネットワーク形成の促進に努める。
--	---

2. 交流に当たり、以下の諸点を考慮する。 (1) 広大な国土を有する豪州においては、在外公館、各種関連団体との連携・調整及びシドニー等に集中しがちな文化事業を巡回させる等の工夫により他の地方での事業実施に努める。 (2) 現地民間・草の根レベル及び現地在住の邦人芸術家等の活動を積極的に活用し、効率的な事業展開を図る。 (3) 日豪友好協力基本条約30周年(2006年)のような交流の節目を捉え事業を実施する。	2. 交流に当たり、以下の諸点を考慮する。 (1) 広大な国土を有する豪州においては、在外公館、各種関連団体との連携・調整し、シドニー等に集中しがちな文化事業を巡回させるとともに、各地で開催される芸術祭、映画祭等のイベントを最大限に活用しつつ、他の地方でも効果的な事業実施に努める。 (2) 現地民間・草の根レベル及び現地在住の邦人芸術家等の活動を積極的に支援し、また、豪州在住の芸術家に関する情報提供等を実施することにより、豪州地方都市及び近隣諸国において効率的な事業展開を図る。 (3) 日豪友好協力基本条約30周年(2006年)のような交流の節目を捉え、日豪間の相互理解を促進し、日豪関係の発展に寄与する事業を実施する。
--	---

カナダ 1. 我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 共同事業を通じた文化芸術交流の促進に努めるとともに、国際芸術祭を活用する等により波及効果の高い日本文化紹介事業の実施に努める。 (2) 日加文化交流を担う人材の育成及びネットワーク拡充を図るため、日本語教育・日本研究支援及び文化芸術分野等の専門家の交流を充実させるよう努める。 (3) アジア太平洋及び国際社会に対する貢献も視野に入れた知的交流を充実させるよう努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。	カナダ 1. 我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 日加両国の相互理解を一層深めるような共同事業を通じて文化芸術交流の促進に努めるとともに、国際芸術祭等、注目を集める機会を活用し、質の高い文化芸術交流事業を実施することにより波及効果の高い日本文化紹介事業の実施に努める。 (2) 日加文化交流を担う人材の育成及びネットワーク拡充を図るため、州毎に教育行政が異なり、地域毎に多様なニーズを有するカナダの日本語教育の基盤整備を、日本語教師の研修やカリキュラム、教材の開発支援を通じて進めるとともに、日本語教育、日本研究及び文化芸術分野等の専門家のネットワークを形成・強化する事業を実施し、交流を充実させるよう努める。 (3) アジア太平洋及び国際社会に対する貢献も視野に入れた知的交流を充実させるため、日加又は日加を含む多国間の枠組みで行われる、現代社会共通の課題解決に資する国際会議や、研究者の交流事業の実施を促進する。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
--	---

(1) カナダの多文化社会において日系人が日加交流に果たす役割に鑑み、日系人の文化・芸術活動に対する支援にも考慮を払う。 (2) 地域毎の歴史的・文化的背景及び社会制度等の差異を踏まえて事業を実施する。 (3) 「日加国交樹立75周年」のような外交の節目を捉え事業を実施する。	(1) カナダの多文化社会において日系人が日加交流に果たす役割に鑑み、日系人の文化・芸術活動に対する支援にも考慮を払う。 (2) 地域毎の歴史的・文化的背景及び社会制度等の差異を踏まえて事業を実施するため、各地の文化・学術機関、文化交流団体等と連携し、その特色に合った事業を行う。 (3) 「日加国交樹立75周年」のような外交の節目を捉え、文化芸術、知的交流、日本語教育など幅広い分野で効果的に事業を実施する。
---	--

アメリカ合衆国 1. 同盟国であり、グローバルな課題に対して多岐にわたる協力関係を有する同国との関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。 2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 海外で質・量ともに最たる米国の日本研究の維持・発展を図るとともに、グローバルな課題解決を目的とした日米有識者間の交流を中心とした知的交流の拡充に努める。 (2) 将来の日米文化交流を担う人材を育成できるよう、日本語教育に対する支援を充実させるよう努める。 (3) 主要都市及び地方都市それぞれの実情とニーズを踏まえた文化芸術交流、市民・草の根交流を充実させるよう努める。	アメリカ合衆国 1. 同盟国であり、グローバルな課題に対して多岐にわたる協力関係を有する同国との関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。 2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 海外で質・量ともに最たる米国の日本研究の維持・発展を図るため、多様な日本研究の支援やフェローシップの供与等による研究者育成、さらに日本研究講座の開設支援等を行う。また、グローバルな課題解決を目的とした日米有識者間の交流を中心とした知的交流を拡充するため、専門家の継続的育成及び専門家間ネットワーク形成促進に資するフェローシップ供与、国際会議及び共同研究等を日米センター事業等により支援する。 (2) 将来の日米文化交流を担う人材を育成できるよう、日本語教育に対する支援を充実させるため、ロス・アンジェルス事務所の事業等により日本語教師研修、教材開発支援さらに日本語教師会との連携を進める。 (3) 主要都市及び地方都市それぞれの実情とニーズを踏まえた文化芸術交流を推進するため、主要都市で質の高い芸術紹介事業を米側文化機関と協力して実施するとともに、日本文化に触れる機会の少ない地方都市で、巡回の
---	--

3. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 都市、地域等によって事情が異なる同国において、各地の諸団体、専門家等との連携・協力を図る。 (2) 在外公館、学術・文化機関、日米協会、日系人、在留邦人等の活動との連携・協力を図る。 (3) 日米交流150周年のような交流の節目を捉え事業を実施する。	展示・公演事業、映画上映会等を実施する。 (4) 日米間の市民・草の根交流を充実させるため、日米センター事業等により、双方向的交流事業や教育を通じた相手国理解促進事業を支援する。 3. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 都市、地域等によって事情が異なる同国において、各地の諸団体、専門家等との連携・協力を図り、現地事情に即したより効果的な事業を実施するよう努める。 (2) 在外公館、大学やシンクタンク等の学術機関、美術館、アートセンター等の文化機関、各地の日米協会、日系人、在留邦人等の活動との連携・協力を図るよう努める。 (3) 日米交流150周年のような交流の節目を捉え、青少年を対象とした日本文化理解教育や、日本文化紹介事業等、日米間の相互理解の深化を促し、将来の交流の下支えとなる事業を実施する。
---	---

メキシコ 1. 中米・カリブ地域で最大の国土と人口を有し、同地域で唯一の基金海外事務所所在国である同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 教育機関の日本語教師、日本研究者との交流、ネットワークを充実させるよう努め、日本研究機関の連携に留意しつつ、日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。 (2) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 同国との交流の節目、現地での大型事業等の機会を捉え事業を推進する。 (2) 中米・カリブ地域も視野に入れた事業を実施する。	メキシコ 1. 中米・カリブ地域で最大の国土と人口を有し、同地域で唯一の基金海外事務所所在国である同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 教育機関の日本語教師、日本研究者間の交流、ネットワークを充実させるよう努め、日本研究機関の連携に留意しつつ、日本語教育・日本研究を充実させるため、日本語教師の研修、日本研究者の派遣及び招へい、並びに日本語教師・日本研究者のネットワークの形成・強化に資する会議等への支援を行う。 (2) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するため、日本の文化芸術に関心を有する芸術家及び専門家の派遣及び招へいを進め、交流を促進する。また、展示、舞台公演、映画上映等による日本文化紹介事業に加え、テレビや、出版物等の媒体を活用して、より多くの人々に日本に関する情報を提供する。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 同国との交流の節目、現地での大型事業等の機会を捉えて、質の高い造形芸術、舞台芸術、メディア文化等、各種文化芸術交流事業を効果的に実施する。 (2) 中米・カリブ地域も視野に入れ、各種事業の巡回実施、
---	---

(3) 在外公館、J I C A等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて各地の実情に即した効果的な地方における事業の展開にも努める。	さらにスペイン語圏に向けた翻訳・出版事業の活性化を図る。 (3) 在外公館、J I C A等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて各地の実情に即した効果的な地方における事業の展開にも努める。
---	---

ブラジル 1. 南米で最大の国土・人口を有するとともに、世界最大の日系社会を有し、同地域で唯一の基金海外事務所所在国である同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 日本語教育を促進するとともに、大学等における日本語教育・日本研究の支援を充実させるよう努める。 (2) 日本文化紹介事業にあたり、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブラジリアなど主要都市においては、質の高い文化芸術交流事業、それ以外の地域においては、一般市民が日本文化に直接触れられる参加・体験型事業の実施に積極的に取り組み、効果的な事業実施に努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 同国との交流の節目を捉え事業を実施する。	ブラジル 1. 南米で最大の国土・人口を有するとともに、世界最大の日系社会を有し、同地域で唯一の基金海外事務所所在国である同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 日本語教育を促進するため、サン・パウロ日本文化センターの事業等により、教授法の普及、教材の開発及び日本語教師への効果的な支援を実施するとともに、大学等における日本語教育・日本研究を充実させるため、研究者間のネットワークの形成・拡大、多様な分野での共同研究、会議及び知的交流事業を促進する。 (2) 日本文化紹介にあたり、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブラジリアなど主要都市においては、質の高い文化芸術交流事業を、伝統文化と現代文化の双方について適切な配分を考慮しつつ紹介する。それ以外の地域においては、一般市民が日本文化に直接触れられる参加・体験型事業の実施や映画上映、文化備品貸出などに積極的に取り組み、また、テレビ番組交流、翻訳・出版等のメディア関連事業も活用して、効果的な事業実施に努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 同国との交流の節目を捉え、日伯間の相互理解を促進
--	--

(2) 日系人の日本に対する関心・理解を高めるような事業の実施に配慮する。 (3) 国内の文化交流ネットワークの活用、人的関係の構築に努めるとともに、大型国際映画祭やビエンナーレ等の現地で行われる大規模な文化行事の機会等を捉えて、効果的に文化事業を推進する。 (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて各地の実情に即した効果的な地方における事業の展開にも努める。	し、日伯関係の発展に寄与する事業を実施する。 (2) 日系人の日本に対する関心・理解を高めるような事業及び日系人が関与しブラジル人一般が含まれる国際親善事業の実施に配慮する。 (3) 国内の文化交流ネットワークの活用、人的関係の構築に努めるとともに、大型国際映画祭やビエンナーレ等の現地で行われる大規模な文化行事の機会を捉えて、参加芸術家や専門家の交流を行うなど、効果的な文化紹介事業を推進する。 (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・協議を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。展示、講演、映画上映事業等の各種事業を巡回させるなど、かかる連携を通じて効果的な地方都市における事業展開にも努めるとともに、日本語教育セミナーについては、南米地域の巡回も実施し、ネットワーク形成を支援する。
--	--

英国 1. 「Japan 2001」等を通じ培われた日英交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。その際、ロンドン等主要都市においては質の高い事業実施に努めるとともに、併せて、より多くの同国市民に対し対日関心を喚起するため、市民・草の根交流活動、特に、市民参加型文化活動を実施する。 (2) 海外事務所における日本語教育活動を充実させるよう努めるとともに、各地の日本語教育・日本研究機関に対する支援を行う。 (3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。	英国 1. 「Japan 2001」等を通じ培われた日英交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。その際、ロンドン等主要都市においては展示、舞台芸術などを中心に質の高い事業実施に努める。また、対日関心を喚起するため、より多くの市民が参加することができるワークショップ、日本文化に関するレクチャーなどを伴った市民参加型の事業を実施し、日本文化に対する関心を深める。 (2) 海外事務所における日本語教育活動を充実させるよう努めるとともに、情報提供、講師巡回派遣さらには研究者の派遣や招聘などを行うことで、各地の日本語教育・日本研究機関に対する支援を行う。 (3) 日本研究者や日本専門家に加え、より広範な分野にわたって各界各層の対話の機会を創出するため、日本研究を中心とする学術研究機関や市民団体などによる知的交流事業を充実させるよう努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
---	---

(1) ロンドン以外の地方においても事業を実施するよう努める。その際、総領事館、各種文化交流団体、研究機関、姉妹都市等と連携し、また、英国在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。 (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え事業を実施する。	(1) ロンドン以外の地方においても事業を実施するよう努める。その際、各地のニーズにあった事業が展開できるよう、総領事館、各種文化交流団体、研究機関、姉妹都市等と連携する。また、優れた若手邦人芸術家が作品を発表する機会を提供するなど、英国在住の邦人芸術家等と協力することにより、質の高い日本文化を紹介するように努める。 (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。
--	---

ドイツ 1. 「ドイツにおける日本年」等を通じ培われた日独交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国の対日関心をより一層活性化させ、相互理解を一層深めるため、ケルン日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 若年層の関心にも配慮しながら、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化を紹介するとともに、伝統文化についても紹介の機会を持ち、総合的な日本文化を紹介するよう努める。 (2) 日本語教師のネットワーク化を図りつつ、多様な教育機関における日本語教育を支援するとともに、日本研究者の育成をはじめとする日本研究支援を充実させるよう努める。 (3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。	ドイツ 1. 「ドイツにおける日本年」等を通じ培われた日独交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国の対日関心をより一層活性化させ、相互理解を一層深めるため、ケルン日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 若年層の関心にも配慮しながら、現代美術、アニメ、文学、音楽、建築、デザインなど若者が親しみを覚える魅力的な現代文化や、日本の古典美術など伝統文化についても紹介の機会を持ち、総合的な日本文化を紹介するよう努める。 (2) 日本語教師のネットワーク化を図りつつ、多様な教育機関における日本語教育を支援するため、各日本語教師会の相互連携強化を促進し、日本語教師の各種研修を実施する。また、研究者の招聘やセミナー支援により、日本研究者の育成をはじめとする日本研究支援を充実させるよう努める。 (3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるため、日独両国の共通課題を軸に共同研究や国際会議さらにネットワーク形成を支援する。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
---	--

(1) 文化の地方分権、旧西独・東独間の事情の違いを踏まえ、地域的にバランスのとれた事業の実施に努める。その際、総領事館、各地の独日協会、ベルリン日独センター、文化機関、姉妹都市等と連携し、また、ドイツ在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。 (2) 「日本におけるドイツ年」(05～06年)、2005年日・EU市民交流年等の交流の節目を捉え事業を実施する。	(1) 文化の地方分権、旧西独・東独間の事情の違いを踏まえ、学術、芸術、文化面でのそれぞれの地域の特色に合った事業の実施に努める。その際、総領事館、各地の独日協会、ベルリン日独センター、文化機関、姉妹都市等と連携し、また、ドイツ在住の有能な若手邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。 (2) 「日本におけるドイツ年」(05～06年)、2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。
---	--

フランス

1. 相互の文化・伝統に対する関心と尊敬を共有し、また、文化を外交の柱としている同国との相互理解を一層深めるため、パリ日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 伝統文化とともに、多様な現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努め、質の高い文化交流を目指す。特に、近年対日関心が高まっている有識者及び若年層に対しては、それぞれのニーズに応じた事業を実施しつつ、総合的な日本文化の紹介を行い、日本の理解者の増大に努める。
 - (2) 関係者のネットワーク構築を図りつつ、日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。
 - (3) 学術研究機関、シンクタンク等と積極的に連携し、社会科学分野を中心とした研究者等の幅広い知的交流を充実させるよう努める。

フランス

1. 相互の文化・伝統に対する関心と尊敬を共有し、また、文化を外交の柱としている同国との相互理解を一層深めるため、パリ日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 伝統文化とともに、多様な現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するため、パリ日本文化会館での文化事業の充実や、日仏芸術家の交流に努め、質の高い文化交流を目指す。特に、近年対日関心が高まっている有識者及び若年層に対しては、それぞれのニーズに応じた先駆的企画による文化芸術事業を実施しつつ、総合的な日本文化の紹介を行うことで日本の理解者の増大に努める。
 - (2) 関係者のネットワーク構築を図りつつ、日本語教育・日本研究支援を充実させるため、日本語教師や日本研究者のネットワーク強化を図るとともに、教材の開発支援や研究者の派遣・招聘により、日本語教育・日本研究を支援する。
 - (3) 学術研究機関、シンクタンク等と積極的に連携し、社会科学分野を中心とした研究者等の幅広い知的交流を充実させるため、研究教育の質的向上や欧州域内研究者とのネットワーク強化などを促進する。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) パリ日本文化会館においては、仏のみならず、欧州全体を視野に入れた日本文化の発信に努める。 (2) 国内各地における事情の違いを踏まえつつ、地方での事業展開にも努める。その際、各総領事館、各地の日仏協会、文化機関、姉妹都市等と連携し、また、フランス在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。 (3) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え事業を実施する。	2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) パリ日本文化会館においては、仏のみならず、事業の展開や情報提供などの面において、欧州全体に効果が波及するような日本文化の発信に努める。 (2) 国内各地における事情の違いを踏まえつつ、より多くの人々が日本文化に触れられるように、地方での事業展開にも努める。その際、各総領事館、各地の日仏協会、文化機関、姉妹都市等と連携し、また、すぐれた若手邦人芸術家などフランス在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。 (3) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。
--	---

イタリア 1. 「イタリアにおける日本年」「日本におけるイタリア年」等を通じ培われた日伊交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、ローマ日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 伝統文化に加えて、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化の紹介を含む総合的な日本文化を紹介するよう努める。 (2) 日本語教育及び日本研究に対する支援を充実させるよう努める。 (3) 広く有識者及び各界有力者との知的交流、人物交流事業を実施し、対日関心の維持及び対日理解の向上に努める。	イタリア 1. 「イタリアにおける日本年」「日本におけるイタリア年」等を通じ培われた日伊交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、ローマ日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 伝統文化に加えて、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化の紹介を含む総合的な日本文化を紹介するため、イタリア国内の国際芸術祭や映画祭等への日本からの参加を促進するとともに、多彩な現代芸術を含む質の高い公演・美術展を実施・支援していく。 (2) 日本語教育及び日本研究に対する支援を充実させるため、日本語教育については、ローマ日本文化会館日本語講座の充実や、ネットワーク形成への助成などにより、学習者のレベルに応じた適切な日本語教育を推進する。また、日本研究については、ネットワーク支援の強化や研究者の招聘などを進める。 (3) 広く有識者及び各界有力者との知的交流、人物交流事業を実施し、対日関心の維持及び対日理解の向上に努めるため、日本およびイタリアの有識者及び各界専門家等による広範な分野にわたる対話の機会を創出できる交流事業を実施するとともに、日本研究への支援を継続する。
---	---

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 都市国家の伝統に根差した国内地域ごとの文化の歴史的独自性を踏まえ、地方での事業実施に努める。その際、総領事館、学術・文化機関、姉妹都市等と連携し、また、イタリア在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。 (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え事業を実施する。	2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 都市国家の伝統に根差した国内地域ごとの文化の歴史的独自性を踏まえ、地方での事業実施に努める。その際、総領事館、学術・文化機関、姉妹都市等と連携し、また、すぐれた若手邦人芸術家などイタリア在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。 (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。
--	--

ロシア 1. 文化交流を通じた相互理解の増進が平和条約の締結を含む日露両国関係全般の改善に果たす大きな役割を踏まえつつ、相互理解を一層深めるため、以下の諸点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 近年高まりつつある対日関心を背景に、伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。 (2) 日本語教師のネットワーク強化、日本研究者の育成、初中等レベルの日本語教育に対する支援等に配慮しつつ、各種教育・研究機関における日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。 (3) 現地の関心に応えつつ、事業効果の対象が広く効果的な出版、映像交流を充実させるよう努める。 2. 交流にあたり、以下の点を考慮する。 (1) 「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。	ロシア 1. 文化交流を通じた相互理解の増進が平和条約の締結を含む日露両国関係全般の改善に果たす大きな役割を踏まえつつ、相互理解を一層深めるため、以下の諸点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 近年高まりつつある対日関心を背景に、伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努めるため、すぐれた造形美術の展示や舞台芸術公演の開催など、質の高い文化芸術交流を推進する。 (2) 日本語教師会等の日本語教師のネットワーク強化、初中等レベルの日本語教育に対する支援、日本研究拠点機関や大学・大学院等の日本研究者の育成に配慮しつつ、各種教育・研究機関における日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。 (3) 現地の関心に応えつつ、日本文学作品の翻訳・出版の推進や、日本の現代事情が紹介できるテレビ番組交流など事業効果の対象が広く効果的な出版、映像交流を充実させるよう努める。 2. 交流にあたり、以下の点を考慮する。 (1) 「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
---	--

(2) モスクワ、サンクトペテルブルクのみならず、我が国と地理的、歴史的関係の深い極東地域における事業の実施にも努める。 (3) N I S 諸国も視野に入れた事業実施に努める。	(2) モスクワ、サンクトペテルブルクのみならず、我が国と地理的、歴史的関係の深い極東地域を中心として、巡回展や巡回公演さらにテレビ放映、映画祭などの事業を実施するよう努める。 (2) N I S 諸国も視野に入れた文化芸術事業の巡回や日本語事業等の実施に努める。
---	--

ハンガリー 1. EU加盟後も、一層多くのハンガリー国民が日本に対する理解と関心を深め、また、両国の相互理解が一層深まるようにするため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 日本文化に直接触れる参加・体験型の交流を含め日本文化紹介事業を行い、広くハンガリー国民の日本に対する関心・理解を高めるよう努める。 (2) 日本語教師及び日本研究者の育成及び交流をはじめとする日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) 中・東欧諸国も視野に入れた事業実施に努める。 (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え事業を実施する。	ハンガリー 1. EU加盟後も、一層多くのハンガリー国民が日本に対する理解と関心を深め、また、両国の相互理解が一層深まるようにするため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 日本文化に直接触れることの出来るワークショップ、レクチャーなどの参加・体験型の交流や質の高い日本文化紹介事業を行い、広くハンガリー国民の日本に対する関心・理解を高めるよう努める。 (2) 日本語教師及び日本研究者の育成及び交流をはじめとする日本語教育・日本研究支援を充実させるため、ブダペスト事務所を拠点として、ハンガリー国内のみならず東欧諸国も含めた日本語専門家間のネットワークを強化し、日本語教師の質の向上と情報提供を充実させる。また、国際会議やシンポジウムの開催を奨励する。 2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。 (1) ブダペスト事務所を拠点として、中・東欧諸国も視野に入れた日本文化紹介事業の巡回、日本語教師アドバイザーの派遣などの事業実施に努める。 (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。
--	---

エジプト 1. 中東アフリカ地域の唯一の海外事務所所在国であることを踏まえ、また、アラブ・イスラム世界との対話の重要性を視野に入れつつ、同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 有識者との知的交流及び将来の国づくりを担う青少年の交流を充実させ、対話の活発化に努める。 (2) 大学、日本語教育機関等に対する日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。 (3) 広く一般市民を対象とした日本文化紹介事業及び事業対象が広く効果的な出版・映像交流を行う。 2. 交流にあたり以下の点を考慮する。 (1) エジプト一国のみならず中東諸国にも裨益する事業の推進に努める。	エジプト 1. 中東アフリカ地域の唯一の海外事務所所在国であることを踏まえ、また、アラブ・イスラム世界との対話の重要性を視野に入れつつ、同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。 (1) 有識者との知的交流及び将来の国づくりを担う青少年の交流を充実させ、対話の活発化に努めるため、専門家、研究者、学生らの派遣及び招聘、国際会議・シンポジウムなどを開催する。 (2) 大学、日本語教育機関等に対する日本語教育・日本研究支援を充実させるため、エジプト国内の日本研究及び日本語教育の拠点的大学、日本語教育機関等を支援するほか、中東地域の日本語教育関係者のネットワーク構築も支援する。 (3) 広く一般市民を対象とした、優れた伝統文化からダイナミックで魅力的な現代文化に至る、多様な日本文化紹介事業及び事業対象が広く効果的な出版・映像交流を行う。 2. 交流にあたり以下の点を考慮する。 (1) エジプト一国のみならずアラビア語による日本映画の上映、日本関連書籍の翻訳・出版、TV番組による日本
--	--

(2) 事業実施に際しては、宗教的制約等の現地事情に配慮する。 (3) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における中東理解の促進にも努める。 (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。	文化紹介など、広く中東諸国にも裨益する事業の推進に努める。 (2) 事業実施に際しては、宗教的制約等の現地事情に配慮する。 (3) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内での中東諸国の文化を紹介する事業等により、日本国内における中東理解の促進にも努める。 (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。
---	---

外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針

平成15年11月17日
外務省独立行政法人評価委員会

外務省の独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が、外務省所管の独立行政法人（以下、「法人」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たり、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第39条の規定により作成することとされている評価の基準について、その基本的事項を、次のとおり、基本方針として定める。

評価委員会は、この基本方針を評価の基準の基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて評価を実施するものとする。

I 評価の基本方針

法人の評価については、主務大臣による中期目標の設定、法人による中期計画及び年度計画の策定とそれらに基づく業務運営、評価委員会による評価という一連の流れの中で、評価の結果を法人自身の業務改善や主務大臣による新たな目標設定等へと反映させることにより、法人の業務運営が「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（See）」を主要な要素とする「マネジメント・サイクル」の中で効果的に実施されるものとなるように努める。

評価委員会が行う法人の業務の実績に関する評価は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下、「通則法」という。）第32条に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下、「事業年度評価」という。）及び通則法第34条に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下、「中期目標評価」という。）により構成されるが、各々の評価の趣旨、目的等は次のとおりとする。

II 評価の目的

1. 事業年度評価

事業年度評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評価を行うものである。なお、事業年度評価は法人による次年度以降の業務運営の改善等に資することを目的とする。

2. 中期目標評価

中期目標評価は、各中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うものである。なお、中期目標評価は法人による次期中期目標期間以降の業務運営の改善に資するとともに、外務大臣による次期中期目標の検討や、法人の組織及び業務の全般にわたる検討のための情報を提供することを目的とする。

III 評価方法と指標の設定

事業年度評価においては、中期計画に定められた各項目についての当該事業年度の実施状況を、中期目標評価においては、中期目標に定められた各項目についての達成度を、それぞれ確認するとともに（以下、「項目別評価」という。）、その結果を踏まえた法人活動全体の種々の観点からの分析とそれらに基づく総合的な評価（以下、「総合評価」という。）を行う。

1. 事業年度評価

（1）項目別評価

① 評価方法

(イ) 中期計画に定められた項目ごとに評価項目を設定し、次の４段階評価を行うことを基本とする。

- A : 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。
- B : 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。
- C : 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。
- D : 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。

(ロ) 客観的な評価基準を設定することが困難な項目については、委員の協議により評価する。

(ハ) 評価は上記(イ)の４段階を基本とするが、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化する。

(ニ) １つの評価項目に対して、複数の指標を用いて評価を行った場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価とする。

(ホ) 評価に併せ、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。

(ヘ) また、当該評価を下すに至った理由及び必要に応じ、指摘事項等についても付記する。

② 指標の設定

(イ) 数値目標が定められた評価項目については、定量的な指標を用いた客観的な評価基準を設定する。また、定性的な目標が定められた評価項目についても、可能な場合には、定量的な指標を補完的に用いるよう努める。

(ロ) １つの評価項目に対して、複数の指標を用いて評価を行うことも可能とする。

(2) 総合評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。

2. 中期目標評価（以下の考え方を基本として、各事業年度評価の実績を踏まえて決定するものとする。）

(1) 項目別評価

中期目標に定められた項目ごとに評価項目を設定し、次の４段階評価を行うことを基本とし、右評価を行うことが困難なものについては、上記Ⅲ 1. (1) ① (ロ)～(ヘ)を準用する。

- A : 中期目標を十分に達成した。
- B : 中期目標をおおむね達成した。
- C : 中期目標を達成していないが、進展はあった。
- D : 中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である。

(2) 総合評価

中期目標の総合評価の方法については、上記Ⅲ 1. (2)を準用するものとする。

また、法人の業務の特性に配慮しつつ、必要に応じて、次期中期目標期間における法人の組織、業務等の在り方について、意見を記述する。

Ⅳ 事業年度評価の具体的な実施方法

1. 各法人は、毎年６月末までに、前事業年度の年度計画に定めた項目ごとにその業務の実績を明らかにした報告書及び通則法第 38 条に規定する財務諸表、事業年度の事業報告書、予算の区分に従い作成した決算報告書を評価委員会に提出する。

2. 評価委員会は、上記 1. に規定する書類の提出を受けた後、法人の業務の実績について法

人からのヒアリングを行い、本基本方針の評価の基準に従い評価を実施して、9月末までに評価書を取りまとめる。

V 中期目標評価の具体的な実施方法

当面、各分科会において検討を行い、平成15年度の事業年度評価の実施状況を踏まえ、中期目標評価の開始までに、評価委員会において決定するものとする。

VI 本基本方針の見直し

本基本方針は、事業年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。